

第3回東京都地域福祉支援計画策定委員会会議録

I 会議概要

1 開催日時 平成29年10月4日（水）午後5時58分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室23

3 出席者 【委員】

高橋委員長、小林副委員長、堀田委員、室田委員、関口委員、
三輪委員、山根委員、相田委員、浦田委員、川井委員、横山委員
(以上11名)

【ゲストスピーカー】

陶山様、鈴木様（以上2名）

【都側出席者】

奈良部企画担当部長、坂本生活福祉部長、齋藤総務部企画政策課長、
武仲総務部区市町村連絡調整担当課長、永山総務部福祉人材施策推進
担当課長、渋谷指導監査部指導調整課長、遠藤医療政策部医療政策課
長、鈴木保健政策部保健政策課長、新内生活福祉部計画課長、渡部生
活福祉部生活支援課長、森田生活福祉部地域福祉推進課長、坂田高齢
社会対策部計画課長、渡辺障害者施策推進部計画課長、田中政策企画
局調整部政策担当課長、吉田青少年・治安対策本部総合対策部企画調
整担当課長、小林生活文化局都民生活部地域活動推進課長、恵美奈都
市整備局住宅政策推進部計画調整担当課長、曾根教育庁総務部教育政
策課長

4 会議次第

1 開会

2 地域福祉の推進について

(1) 居住支援について

事例発表 「東京都地域居住支援モデル事業 あんしんハウスについて」

陶山慎治様（社会福祉法人悠々会理事長）

(2) 生活困窮者自立支援について

事例発表 「生活困窮者自立支援制度に関する取組状況について」

鈴木寛之様（豊島区保健福祉部福祉総務担当係長）

3 東京都地域福祉支援計画の構成案等について

(1) 委員発表 「東京における地域福祉推進の方向性について」

堀田聡子委員

(2) 区市町村ヒアリング・好事例視察の実施結果（中間報告）

(3) 東京都地域福祉支援計画の構成案について

4 閉会

○高橋委員長 定刻の3分ほど早いのですが、ご出席予定の委員の皆様、全部おそろいになりました。堀田委員は後ほどお見えになる、きょう、スピーカーでもございますので。というわけで、第3回になりますが、東京都地域福祉支援計画策定委員会を開会いたします。きょうは、お忙しい中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

当委員会は設置要綱に基づいて公開になっております。傍聴の方がいらっしゃいますので、この件、お知らせ申し上げます。

初めに、委員の出欠状況及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 事務局の福祉保健局総務部福祉人材施策推進担当課長の永山でございます。着座にてご説明申し上げます。

まず、本日の委員の出欠状況でございますが、新保委員からご欠席というご連絡をいただいております。また、今、委員長からお話ございましたが、堀田委員からは20分ほどおくれるとのご連絡をいただいております。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

1枚目に会議次第がございまして、おめくりいただきますと、資料1、これは本委員会の設置要綱でございます。資料2、委員・幹事名簿でございます。資料3は、本委員会の検討の進め方でございます。

こちらからが本日の会議資料になっておりまして、資料4、後ほどご発表いただきます陶山様の発表資料でございます。資料5は、新たな住宅セーフティネット制度の枠組みでございます。それから、資料6、こちら後ほどご発表いただきます、鈴木様の発表資料でございます。それとともに、鈴木様のほうからはご提供いただきました、皆様の席に

ございますチラシをお配りいただいておりますので、豊島区くらし・しごと相談支援センター、それから、トモニーつうしん、こちらもございますので、多分こちらも後ほどご説明があるのだと思いますけども、ご提供いただいております。それから、資料7につきましては、生活困窮者自立支援制度についての概要資料でございます。それから、資料8につきましては、後ほどお見えになります堀田先生の発表資料でございます。それから、資料9及び10につきましては、国の地域力強化検討会の中間と最終の取りまとめでございます。資料11は、国が示しました地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改定のポイント、まだこれ未定稿でございますけども、こちらをご提供してございます。資料12は、区市町村ヒアリングの実施結果。

資料13は、好事例視察の実施結果。資料14は、計画の構成案。こちらちょっと事前にメールでお送りしているものでございます。それから、資料15、それにつきましての委員の皆様方からいただいたご意見をまとめてございます。それから、資料16は高橋委員長からのご提出資料でございます。また、最後にございますのが、11月に東洋大学で開催されますシンポジウムのご案内を小林副委員長のほうからご紹介いただきましたので、こちらのほうをお配りしております。

このほか、委員の皆様方の机上には、これまでの策定委員会の資料と議事録をつづったファイル、それから3冊の冊子を置かせていただいております。

資料が非常に多うございますけども、資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 相当膨大な資料が、これ電子ファイルでも事前にお送りをいただいておりますが、大変資料価値の高いものがたくさんそろっておりますので、この委員会の審議に利用していただくと同時に、それぞれご活用いただけたらと思います。

それでは、議事に入らせていただきます前に、きょうはお二人のゲストスピーカーの方においでいただいております。ご紹介させていただきます。

まず、社会福祉法人悠々会理事長の陶山慎治様でございます。

○陶山様 陶山でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 よろしくお願いをいたします。

それから、豊島区保健福祉部福祉総務担当係長の鈴木寛之様でございます。

○鈴木様 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

資料3が本委員会の検討の進め方ということで、今までの検討とこれからの予定について一枚物で整理したものがございます。きょうの第3回検討会では、地域福祉の推進について、それから計画の構成等について議論を進めてまいります。前半では、地域福祉の推進に関する事項として、居住支援、生活困窮者自立支援の二つのテーマを取り上げまして、ゲストスピーカーの皆様からその実践、あるいは自治体、豊島区からは政策ということにもなりますが、ご発表をいただいて、委員の皆様を交えて議論をさせていただければというふうに思います。そういうわけで、ひとつよろしく申し上げます。

ただ、大変きょうは議題が豊富でございますので、ひとつよろしくご協力もお願いをいたします。

それでは、初めに、社会福祉法人悠々会理事長の陶山慎治様から発表をお願いをいたします。おおむね15分ということで、お願いをしているかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○陶山様 それでは、早速事例を発表させていただきます。お手元の資料に基づいて進めさせていただきます。

目次は飛ばしていただいて、法人の概要から入らせていただこうと思っておりますけども、東京都の町田市に拠点を置いております悠々会という社会福祉法人になります。平成13年に認可をいただきまして、15年に事業を開始しておりますので、介護保険が始まってからの社会福祉法人になりますが、目的としてやっている事業は以上のようなことでございます。

今回の居住支援にもつながるところでは、地域包括支援センターを町田市行政から受託をしていたりだとか、財源が東京都のシルバー交番になりますけれども、あんしん相談室の経営などを行っているということが、住まいに対しての触角を伸ばすということの要因だったというふうに思います。

あと、特徴といたしましては、アクティブシニア世代の方たちに、(6)番ですが、介護の初任者研修、昔のヘルパー2級になりますが、その開講をして、アクティブなシニアたちにこの業界でいろいろ活躍していただこうという、その取り組みをしているという背景がございます。

次に進みまして、今回「あんしんハウス」という名前をつけて事業を営んでおります。居住支援モデル事業ということで、東京都にチャンスをいただいて、2年目になるんです

けれども、やり始めて、家というよりも安心ハウスというものは、住宅、安心住宅とはどのような感じの内容になっているかもしれませんが、安心ハウスの内容に入る前に、私も悠々会として、なぜこのような事業を始めるに至ったかということをお話したいと思うんですけども、先ほど申し上げました地域包括支援センターを受託をしていて、ご近所とのトラブルになったという方たちのところに出向いたときに、なぜ1年前にこの方がこういうところでお暮らし始めたということの情報がいただけなかったのかというように多く出くわしました。

それで、町田市の、例えば住民票を登録に来る窓口とか、町田市中の宅建をやっている不動産屋さんの方たちとミーティングをして、例えば65歳を過ぎているような方が一人でお暮らし始めるというときに、例えば、地域の民生委員につなぐとか、支援センターとかかわるだとか、そういった仕組みがつくれないかということはずっと検討してきたんですけど、なかなか行政として、個人情報も含めて難しいということがあって、URとも随分話をしてきたんですが、それが難しかったというのが一つと、あとは、社会福祉法人の地域貢献とか言われる中で、町田市の中のある生活圏、大体9万人の方がお住まいになっている、生活圏といったら中学校が四つ入っているので広いんですけども、その社会福祉法人の社会福祉法人連絡会というのをつくったんですね。保育園を営んでいる、障害者福祉施設を営んでいる、高齢福祉施設を営んでいる社会福祉法人と各相談センター、支援センターとかが毎月1回集まって、事例検討会をするというようなことを繰り返してまいりました。

その中で、お母様が認知症でいらっしゃって、支援をしている方が精神的に障害をお持ちの方であるとか、そのお子様が不登校になっているとかというご家族がこの地域に随分あるんだとか、その方たちが住まいを確保することにとっても苦労なさっているとかという事例に出会うようになって、私たちみずからがそういった横のつながりをつくって、お住まいを確保するという仕組みがつくれないかということで取り組み始めたところ、東京都のほうにタイミングよく居住支援モデル事業というのがあるということを知りまして、申請をして、チャンスをいただいて、今、やり始めたというところがございます。

先ほど、隣の相田委員とちょっと話をしたんですけど、僕、もう15年間町田市で民生委員をしているんですけども、民生委員にしてみれば、我が事・丸ごとというのは、昔からもう本当に生活困窮なさっている方や子供さんのことや、障害をお持ちの方や高齢のことを地域でやっていたということがあって、そんなことも背景にあって、この事業にスム

ーズに入っていたのかなという気はしております。

具体的に安心ハウスはどういうものかというところなんですけれども、町田市は地域によるんですけど、多いところは30%くらい賃貸マンションだったり、賃貸アパートがあいております。多くの大学生に向けて40年前に盛んに整備したところなので、もう皆さんオーナーさんは、借入れの返済が終わっていたりだとか、言い方が選べていませんけれども、トラブルに巻き込まれるような方に安く入っていただくんだったら、あけていてもいいかなというようなどころがあって、30%の空き家があるというのは、積極的にどんなことをやってでも埋めていこうということで30%あいているわけではなくて、もうこのままでいいかもしれないという背景もあってあいているということがありました。

家賃5万円で入っている人が10部屋中5人入っているんだけど、次の人を3万円に下げたしまうと、今、入っている人も下げたしまわなければいけないかもしれないので、5万円のまま、今の入居率をキープしてもいいかなとかというところがあるということが、まず一つの特徴としてございます。

あとは、今、具体的にどういうことをやっているかというところ、私どもやっている安心ハウス事業を知ってくれた方が、直接、法人にお電話をいただいて、担当者が、特に在庫を抱えているわけではございませんで、ご本人にあなた様はどこでどういう生活をなさりたいですかということをお聞きして、駅に近くなくてもいいんだけど、団地に隣接しているスーパーマーケットの近くに住めて、地域のコミュニティに通って将棋がしたいとかという、だったらこの部屋がいいかもしれませんねということを見つけて、一緒にお部屋を探すエージェントとして不動産屋さんと一緒に入っていきます。この方にあそこの表に張ってあるお部屋を貸して上げてほしいんだという話をするんですけど、担当者はオーナーさんに電話してくれるんですが、80歳を過ぎていて、保証人があやふやだと貸すことは難しいということで断られるわけなんですけども、そこを悠々会、私どもが貸していただけないかということで、一部屋一部屋のサブリースみたいな感じなんですけども、表紙には5万円って書いてあるんですが、表面的には5万円をご本人から払っていただくんですけども、私どもはオーナーさんに3万5,000円とか、あけておくんだったら、迷惑をかけることは絶対いたしませんので、貸していただけないかという、日常生活は悠々会、その他法人や介護保険事業所や医療機関が支えますって、お亡くなりになって万が一、間違っても何日も発見されませんでしたなんていうことは絶対ございませんので、安心して貸してくださいということを申し上げると、迷惑がかからなくて、人助けになるんだっ

ら、あけておくのもあれだから、貸しましょうかねということになって貸していただいて、ご本人からいただく5万円と大家さんに払う金額のその差額で、次にあります自動消火器と24時間見守りシステムを入れたりとか、1カ月に一遍かかりつけ医に行けますよとか、お買い物にお連れしますよとか、あとはシルバー人材センターとかにおつなぎしたり、ハローワークとの関係性があるんですけども、就職や相談などに応じますよということとか、無料でランチ会に参加いただけますようなことを展開をしています。

もともとの東京都の居住支援モデル事業というのが、お部屋を確保してよかったねだけではなくて、その方が地域につながるという仕組みも持つべきでしょうということで、私どもは、どこかの建物を借り上げて、例えば、下にコミュニティがあつて、上に皆さんが、支援が必要な人が住んでいるということではなくて、地域に点在している空き家を中心に、どこか共同リビングのようなものを定めて、つながりの仕組みをつくりながら、日常生活を支えるという、そんな事業でございます。

今、話をしました共同リビングなんですけれども、子ども食堂とか、学習支援とか、悠々学園とか、オレンジカフェ、コミュニティハウスとかというようなことをいろいろ展開しています。今回、補助金をいただいて、私どもみずからが設置した共同リビングもあるんですけども、もともと地域にあるものだったりということも共同リビングの一つとして、横のつながりをつくりながら展開しているのが一つの特徴かなというふうに思います。

例えば、男性とかで共同リビング的な活動がこれしかないんですという、これだったらもう出かけないとなってしまうので、7種類、8種類のラインナップを持ちながら、これはどうですか、これはどうですかということのお誘いができていくということがあったりしています。

次に進みまして、地域連携のところなんですけれども、いきなり鶴川地区協議会というのが出てきておりますが、これは先ほど言った一つの地区生活圏域9万人ほどが住んでいるところになりますけども、その町内会自治会、青少年健全育成会とか、民生・児童委員とか、教育機関、商店街、さまざまところが乗り合って、地域のお困り事は地域で解決する仕組みをつくっていきましょうと。その中に今回、あんしんハウスにお住まいの方も、そのスキームの中でさまざまな連携をとりながら、生活をしていただけるということをしったりしております。

鶴川地区協議会ということに我々が積極的にかかわることによって、実は、ひきこもりの若者がいらっしゃるよとか、若干、精神的な障害をお持ちかもしれない方がこうなっ

いてねということが、いろんな情報がいただけて、そこの連携をしております。

実際、どの程度の実績が平成28年の8月から今年29年9月までですけれども、お電話でお問い合わせをいただいた方というのが130件ほどです。あとは、直接その方とお話をして、先ほど申し上げました、「どこでどういう生活をなさりたいですか」とか、「どんな思いをお持ちですか」なんていうことを聞いて、お部屋の支援させていただいたのが40件ほどです。あと、実際に私どものスキームで今お住まいいただいているとかというのは16件プラス、今3件継続中というところで、この実績が多いのか、少ないのか、ちょっといささか自信があるところではないんですけれども、例えば、居住支援協議会なるものを推進していく過程で、国土交通省の評価としては、余り実績につながっていないという評価があるかもしれませんが、厚生労働省側のお問い合わせ件数って、今、住んでいる住まいに不安があります。将来どうなるか不安で、介護予防だとか、積極的に生きるという気になかなかないんですという方のお電話の連絡を受けて、丁寧に一人一人お話をしていくと、今のまま住んでいても大丈夫なんだということで安心いたしましたとかですね、やっぱり住まいという切り口で相談の受け付けをしていくと、こんなに多くの方が電話を気軽にしてくれるんだなという気がします。

住まいの心配があるんですとお電話をしてきてくれた方、よくよく聞いていると、日常生活そのものにもう不安があつてというケースも随分ございまして、関係機関に丁寧につながることができた。住まいを確保するという実績にはつながらなかったんですけども、その方の日常を支えるということでは多くの実績があつたのではないかなというふうに自負はしているんですけども。

あとは実際にお会いして、サービス高齢者住宅におつなげするところもあれば、またお引っ越しのお手伝いをしたこともあれば、さまざまなんですけれども、実際面談をして、実際に一緒に動いた方が40名ほどいらっちゃって、この方についても、福祉的な側面から言えば、相談支援、その他ができたのかなというふうに思ったりしています。

今、実際にお住まいになっている方なんですけども、高齢の方で生活保護を受給している方ももちろんいらっしゃいますし、特別養護老人ホームの入所が要介護3とかということになってきまして、サ高住だとか、有料になかなかお支払い、金銭的に入れないという方のご案内もしている中で、要介護者の方もいらっしゃいます。

あとは、精神的なご病気だったり、障害をお持ちの方、これは若い方も含めてですね。あとは、最近多いのが、サービス付き高齢者向け住宅に入ったんですけども、12万、1

3万払うということが、兄弟からの支援が途絶えてしまって、出ざるを得ないという方からの依頼というのもいただいていることがございます。

ちょっと時間がなくなったので、今後の方向性なんですけれども、生活保護まで至っていない、でも生活が困窮している方の今の住まいに住み続けられない、でも引っ越し費用が出せないという方たちが結構多くいらっしゃることや、あとは、災害時の仕組みなんかも必要なのかなというふうに思っているところでございますが、最後に社会福祉法人にこのようなチャンスをいただけたのは非常に感謝をしています。

支援センターがあったりだとか、安心相談室があったりだとか、あと、ほかの連携がとりやすいと、医療も含めて環境が整っていることや、悠々会という社会福祉法人が町田市の中ではそれなりに知っていただいているので、私どもがほかと連携をとりながら、この人の日常生活と万が一のときは支えますという話をする、悠々会がやるんだったらいいかとオーナーさんが納得をしてくださるというケースがありました。

例えば、私どもが横浜でこの事業を展開しようと思ったら、今、悠々会の誰々さんが貸してあげてほしいと言っているんだけど、おまへはこの誰だということになって、オーナーさんにも取り扱ってもらえないと思うんですけども、それなりに地域で支援センター、その他で実績をしていて、それなりに評価いただいているところだから、大家さんも安心して貸すことができるというスキームにつながったのかなということがございますので、ぜひ特別養護老人ホームなどをバックボーンに持ちながら、地域包括支援センターを受託している社会福祉法人とかが、こういった事例に取り組んでいくということは必要なことではないかなというふうに思ったりしております。

以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変興味深い実践をご報告いただきました。

その補助事業は、一番後ろのほうに東京都が地域居住支援モデル事業というのをやって、そうすると、補助額は800万円ということでございますね。ここにございますと、3団体、28年から、ほかにあと、これは所管はどこですか。

○森田地域福祉推進課長 私のところではやっております。3団体ですけれども、今、発表いただきました悠々会さんと、ほかは、NPOで精神障害者を支援している団体、それから、あともう一つが、居住支援の団体で、具体的に言うと、地主家主協会になりますけれども、それから、ことしはまた1団体ということで、これは福祉系の、高齢者を主に支援している団体になりますけれども、ということで、合計4団体で今、実施しています。

○高橋委員長 ありがとうございます。

これは、国が老健局、私どもが大分お手伝いしているんですが、低資産、低所得の高齢者のモデル事業、これが15地域ですかね。去年、報告書を出して、DVDつきの報告書を出しまして、これは私どもの財団のホームページで見ることができますので、参考にさせていただきたいのですが。

それから、ことしは、たしか地域福祉課のモデル事業が、やっぱり居住支援にかかわるものが始まりましたから、国のほうでもそういうものが出そろい始めて、そして、あとはセーフティネット制度で家賃補助ができるスキームが入ってきたのですが、問題は役所ということで、これは居住支援協議会をつくって、東京都は東京都のがありますから、それにそれぞれの市町村とどう絡めるかということ、東京都がフレキシブルに考えてくれれば、なくてもできるはずなんです、居住支援法人という概念がこれからできますし、そこら辺のことを含めて、これは東京都向けなんですよ、はっきり言えば。これからちょっと軽度で、地域居住が難しくなるという、そういう人たちがメインの対象なのと、それから、生保はそれなりに住宅扶助があるんだけど、さっきおっしゃったように、生保を受給されていない無年金ないし年金額が少額の人々が一番つらい思いをされている、居住の面でも。そこら辺をどう考えるか等々を含めたいろんな課題が東京都は特別にあるはずなんです、たったこれだけしか応募がないのと言いたくなるような世界、それは先ほど言ったどうやって地域のステークホルダーというか、関係者の皆さんがこの問題を悠々会さんが受けとめてくださったような問題意識を持っていただき、それを区市町村及び東京都が応援するという、そういう体制ができるかどうかということかと思います。そういうことで、ぜひ委員の皆様から意見、ご質問もあろうかと思いますが、一つどうぞいろんな形でご質問をお願いいたします。

○小林副委員長 ありがとうございます。

大変、興味深いお話を伺いまして、社会福祉法人がこういうところまで地域で展開しておられるということ、特に住宅にかかわってこういう事業を展開しておられることは大変素晴らしいことだと思います。多分、いろいろアイデアが詰まっている取り組みだと思います。

今、委員長からお話が出ましたが、このような事業を社会福祉法人がやっていくことは、社会福祉の本来事業との関係でどうなるのかと思います。借り上物件を低廉な家賃で貸しますという方式を続けていくとすると、費用の面はどういうことになるのかというのが第

1点の質問です。

もう一点は、保証機能とおっしゃっていますが、これはどこまで保証するのかということについて教えていただければと思います。

○陶山様 費用の問題なんですけども、見守るネットワークをつくるといったときに、今、本当に地域には町内会も含めて、それだけのマンパワーがなくなってきているとか、見守ってほしいよって周りは思っているんだけど、本人は放っておいてほしいとかというミスマッチの部分があって、結局、今回のスキームは誰が見守りの仕組みにお金を払っているかという、大家さんということになっているんです。

本来貸したい金額とお隣と同じ金額を貸して、実際にもらうのは3万円しかありませんよって。じゃあ、2万円は悠々会が財源としてお買い物に行けます、お医者さんに行けます、コミュニティに参加できますという費用は賄えるんですけども、募集にかかる費用だったりだとか、2年間いただいているんですけど、2年間でこの事業がこう展開されているということがみんなの常識になれば、チラシをまくだとか何だとかしなくてもいけるのかなという気はしているんですけども、これを専従専任で動いている、いわゆる勝手に名前をつけていますけども、地域居住支援コーディネーターみたいなものですよね。そのものの人件費をどこかで捻出してくれば、この事業は継続できるような気がしているんですけども、そこはなかなか難しい気がします。

ただ、私も社会福祉法人の社会貢献というところから、気持ちと費用的なものは出過ぎてしまっているなという気はするんですけども、ただ、もう実際にお住まいになっている方がいらっしゃったりするので、もう24時間電話がかかってくるという感じですので、そこら辺は何とかしてでもほかのスキームを含めてやっていければなという気はしますけどね。実際には難しいなというところは感じるころはありますが。

○小林副委員長 保証機能はどの辺まで。

○陶山様 保証機能というのは、自分のところの地域包括支援センターにお住まいの方については、さまざまな相談機能だったり、必要なサービスにつなげるというのをもともと展開をしているわけなので、そこに住まいの方をみずからそこに引っ越しをしてもらうだとか何だとかということで、特にここまで保証しますとか、ここから先はできませんとかということは設けているわけではなくて、社会福祉法人として地域包括支援センターを受託している法人として、その家に住んでいる高齢者に通常の方と変わらない支援をしているということです。

○小林副委員長 よく問題になる身上監護とか、身元保証みたいなものはどうですか。

○陶山様 特にいたっていません。

○小林副委員長 特にないということで。

○陶山様 はい。

○小林副委員長 そうすると、例えば、この方がもし亡くなったというときにはどのようなことになりますか。

○陶山様 それは、通常に行政が身元引き取りがない方ということでのかわりになるかと思います。

○小林副委員長 そうですか、わかりました。

○高橋委員長 今の小林さんのご質問というか、一つは、私は福岡市の社会福祉協議会がやっているモデルが非常に参考になるな。あと、京都市は相当、全面的に社会福祉法人と不動産会社のマッチングのシステムがほぼ確立したんですね。

福岡の場合はプラットフォームを持っていて、相談は市社協が受けて、それを全部いろんなところにぶら下げているんです。だから、今、おっしゃった死後処理、これは死後処理をやる業者と団体いろいろあります。それから、権利擁護が絶対必要になりますから、それはもう社協はお得意なはずですから、それで、不動産屋を組織し、社会福祉法人も参加するという、そういう多分単独の事業として考えると、随分つらいことがおありだと思うんだけど、それを横展開してプラットフォームをつくっていくと、これは随分、逆に言うと、それぞれの単独でぶら下がっているものが横串で刺せるので、非常にパワフルになっていくという感じがあって、そういう意味で、ぜひそこら辺の横展開の議論は、これ町田市はそういうことは昔から割と熱心な体質のある自治体だとは思っているんですが、そこら辺、住宅部局と福祉部局の協働が絶対必要ですし、多分、家主さんにじかにアプローチをすると同時に、不動産屋さんの活躍の余地は相当あるはずだと思っているんですが、そこら辺はいかがですか。

○陶山様 正直申し上げて、まちづくりの部長と福祉の部長と3人で話をする機会ともあるんですけども、どちらかが主導してということがなかなかおさまることができずに、実は、町田市は居住支援協議会がまだないんです。個別に僕が不動産会社の方たちの集まりに参加してお話をさせていただいたり、建物オーナーさんが集まる時にお話させていただいたりとかということで、行政は前向きに考えていただいているけど、結果がちよつと出ていないということで、八王子さんと調布市さんができたので、次は町田市と言われ

ていますみたいな話もしているんですが、という感じですかね。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変示唆的な実践で、課題が非常にいろんな形でありそうだと感じた、どうぞ、委員の皆様、いかがでございましょうか。

どうぞ、川井さん。

○川井委員 大変、貴重な実践とても感じ入りました。

今、委員長のお話もありましたように、全国的には先行している自治体もあり、そうした事例を見ると、町田の人口規模から考えたら、もっともっと本来ニーズがたくさんあるはずだと思うので、まだまだ実績として16件というところが、どこの辺に原因があるのか、これから地区の参考にするためにも、分析する必要があるなと感じるところです。一つは、利用者側、ご本人側がどうなのかというところなんです、この相談件数、問い合わせの件数等は、基本にご本人からなのか、あるいは幅広くご本人の支援者、関係機関である地域包括とか、相談支援事業所だとか、あるいは病院のMSWだとか、そういったところからのご相談も結構あるのかどうかということをお聞きしたいと思います。それからもう一つ、こういう件数にとどまっている原因としては、大家さんの協力が得られず物件の確保が進んでいないということがあるのでしょうか。もしそうであるなら、委員長のご指摘もありましたが、家賃保証、身元保証つきでないところがネックになっているのかどうかというあたりを教えてくださいたいと思います。

○陶山様 ありがとうございます。

いただいている相談者は、まさに今、委員がおっしゃられたように、ご本人からもございますし、町田市行政の例えば、援護課に今、相談に来ているんだけど、生活保護受給まで至らないけど、このまま返した後に心配だなと言われる人とか、ケースワーカーも本当に膨大な仕事を抱えていて、その方の住まいまでなかなかかわれないというようなケースがあって、行政の方からお電話いただくケースもございますし、私の友達がとか、私の親がとか、私の知り合いがというところでさまざま、当然おっしゃるように、高齢者の支援センターからもございますし、町田市障害者の支援センターというのも昨年度設置ができたんですけども、そこからのお問い合わせもございますし、さまざまところで、それこそバランスがいいという言い方はふさわしくないかもしれませんが、いろんな方から来ているというのがあります。

このスキーム、この事業を知っていただくという努力は大変してきたつもりではあるん

ですけれども、やっぱり届きにくいというのがあって、このところすごく問い合わせ件数が1年ちょっと過ぎたあたりからすごくふえてきているというところがあるので、やっぱり冒頭申し上げましたように、こういった活動が町田市にあるんだということを、町田市民皆さんが知っていただくということに時間が、最低限の努力はしているつもりなんですけどということがございますかね。

あとは、大家さん、正直言うと部屋は幾らでもあるという言い方は変ですけど、あると思います。ただ、このスキームを理解してくれて、そういう人はどうぞとってくれる方と、やっぱりちょっと怖いなという方もいらっしゃると思うので、ただ、お部屋が見つからなくて住みたいという人がいるにもかかわらず、お部屋を見つけることができなくて、居住につながらなかったということは基本的にはないですね。それくらいあいているということなのかもしれません。

○高橋委員長 ましてや今まではシングルの若い人の入居先だったものが、もう若い人がいなくなっているし、大学もどこかに移ってしまっているし、それから、主な入居者だった工場だとか、店員さんなんかも最近の流れで消えていってしまうということは、もう本当に償却が済んでいなければ、やっぱり大問題、資産の保全、そういう意味ではニーズはありますよね。だけど、おっしゃったとおりで、元も子もなくなるようなことは起こってほしくない。そこで孤独死が起これば、大変、後の入居者がダメージをこうむるから、そこをどう説いていくかというのは、これは一つ一つの事業体としての社会福祉法人と同時に、やっぱり地域がというのは行政を含めた、だから、僕、居住支援協議会も市区町村につくる時代。だって、豊島区さんはいち早くそれをつくって、千葉大の小林先生がいろいろな知恵袋になっていらっしゃるんで、大変おもしろい試みをされていて、そのたびに新聞では国交省がとめに入ったとかという話もありますけど、恐らく大分状況が変わっていて、ぜひそこら辺、この議論の中でもこの実践を応援できるような方向でぜひと思っておりますが、何か要望事項があれば、このことをぜひというようなことがあれば、ぜひ。

○陶山様 本当に正直に申し上げると、この事業をぜひ成長、発展させていきたいという、今、やり始めてとても実感をしているところなので、これはいけるんじゃないかなというところが実感しているところがあるので、継続させていただくチャンスをもたもらえればと思いますけども、先ほど申し上げたように、町田市にもまだその気は持っていていただいているんですけど、居住支援協議会というのができ上がっておりません。ただ、そういったスキームにはなっていませんが、皆さんがエリアごとに集まって、この問題を議論すると

いうことは始まっているところがありますので、悠々会が居住支援法人として、この事業が継続できるようなチャンスがいただければなというところが正直なところでございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

社会福祉法人ってもともと施設の制度がないときは、こういう事業から出発したんですよ。社会法人が財団法人の時代ですけれども。そういう意味では、やっぱり原点というか、そういうこと。多分そのことが施設経営にとって物すごくプラスになるような形ですよ。将来的に言えば、在宅で長くいることができれば、施設利用は非常に効率化されて、すると、恐らく病院と同じように、多分加算の報酬なんていう時代は相当早く来ると僕は思っていて、地域活動を持っていない社会福祉法人のほうが経営はつらくなるけど、こういう地域貢献をやっていると経営がよく回るという時代は結構早く来るというふうに思っています。その場合ノウハウの塊だから、早くやったほうが勝ちというところがあるというのとは。

○陶山様 委員長、ありがとうございます。もう一言だけ。

今、お話聞いてそのとおりでなと思っているんですが、福祉系の大学、社会福祉士受験者も大学に進学する者たちが本当に減っては来ているんですけども、町田市は割と周りに大学があるんですが、新しい実践先というか、社会福祉士の受験者の見学とかが随分、ただ介護保険事業をやっているときに比べると、大学の先生とか地域づくりをやっていると、社会福祉法人に行っただけというところで、実習先として随分新しく見直していただいでいて、割と新卒の学生がこういった地域事業をしているのであれば、就職して社会福祉士として活躍してみたいという者たちが何人かいてくれるので、やっぱりおっしゃるように、介護保険事業だけではなくて地域づくりという社会福祉法人を積極的に取り組んでいくと、この人材不足というのを、それで解消するとは思いませんけど。

○高橋委員長 これは特出して報告書に書きましょうね。悠々会さんは良質の人材確保にこういう事業をやったおかげで成功しているんだと。これは実は社会福祉はこれからコミュニティソーシャルワーカーという、そういう議論、実は介護職も地域、今、看護がまさに地域に出始めているわけで、施設に閉じ込めている経営者は失格だというくらい言いたいのでありまして、ということを含めて、大変大事なご発言をいただきまして本当にありがとうございました。

それでは、また引き続きのテーマもございまして、大変短い時間ではございましたが、これでご報告をいただきましてありがとうございます。

それでは、引き続き豊島区保健福祉部福祉総務担当係長の鈴木寛之様から発表をお願いいたします。やはり15分程度でよろしく願いいたします。

○鈴木様 よろしく申し上げます。本日はお時間をいただきありがとうございます。私は、豊島区で生活困窮者自立支援制度に基づく、くらし・しごと相談支援センターの運営を担当しております鈴木と申します。本日はよろしく願いいたします。

豊島区におきましては、平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に先んじて、平成26年からモデル事業を実施し、生活困窮者の自立支援及び地域で支え合う仕組みづくりについて努めてまいりました。

本日、時間も限られておりまして、お配りした資料、せっかくの場ということで、ちょっと力んでしまいまして、たくさんちょっと膨大な資料になってしまい大変恐縮で、本日はピックアップして説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ご説明の前に、豊島区の生活困窮者自立支援制度を運営する組織づくりの特徴を説明させていただきます。

本区の困窮窓口は、生活福祉課と組織、場所、支援内容を明確に分けている点が特徴でございます。理由は複数ありますが、一番は生活困窮者と生活保護受給者の就労能力や支援の質、抱えている困り事が明らかに違う中で、支援をまとめて行うことは難しいという判断があったことです。

そもそも相談者の中で、生活保護を受けたくないという方が思っていた以上に多くて、また経済的な緊急性の高さから、同じ支援は難しいと改めて感じております。この環境の違いを踏まえて、実際にどのように取り組んでいるかの説明をこれからさせていただきます。こちら右下のスライドページなんですけども、4ページをごらんください。

4ページは、本年度の豊島区の実施事業のご紹介になります。必須事業の自立相談支援事業の相談支援、家計相談事業、子どもの学習支援事業については、既にCSWが地域に根づいた活動をしている強味から、豊島区民社会福祉協議会へ委託しました。

また、本窓口へお越しになる方々の約6割は、仕事の相談という点を踏まえまして、今までと同じようにハローワークを利用しても結局やめてしまうことを避けるため、その人に合った条件で求人をつくり出す個別求人開拓を行える事業者を選定し、人材派遣会社へ委託しました。

さらに、ニートやひきこもりの方々への支援については、箱を用意して、そのプログラムの中に入れるということはせずに、その方々に合った支援内容をオーダーメイドで策定

するというを第一に考えまして、NPO法人へ委託いたしました。これら事業内容の充実により、さまざまな課題の解決を求める相談者に対する出口支援の強化を図っているところであります。

続いて、5ページをごらんください。こちらは28年度の実績数値でございます。くらし・しごと相談支援センターの新規相談者数は1,208名。月平均は100人ということになっております。約半分の674の方が、実施支援の内容にご納得いただき、本制度の利用申し込みをされました。そして、本センターで支援する方は、最終的には371人という実績でございます。

さらに、現在、支援プラン決定数は着実に伸びてきておりまして、相談件数やプラン作成の経験を重ねる中で、相談支援員の技量も伸びていると感じております。

スライドページの6ページから11ページまでは、基礎データになりますので、後ほどごらんください。

飛ばさせていただきます、12ページ、相談内容でございます。一番多い相談内容は、「収入・生活費」、次いで「仕事・就職」、それから「住まい」と続きます。今年度も増加傾向にありますのが、「ひきこもり・不登校」、あとは「食糧」です。「ひきこもり・不登校」は、子ども課と連携しまして、うちの就労準備社会参加支援事業において対応しております。

食糧については、20ページにあります。セカンドハーベスト・ジャパンへ事業所登録し、対応しております。また、フードロスの取り組みを行っているごみ減量推進課との連携で、町のイベントなどで集めた食材を支援者へ提供しております。

続いて、飛ばしまして、15ページでございます。地域ネットワークのイメージのページでございます。本制度を運営する上で、地域にある声の聞こえをどのように拾うかというのが一番重要なポイントでありました。立ち上げ当初から民生委員・児童委員様への研修などを行い、本制度につないだらこういうことができるということを簡潔に説明し、イメージを共有してまいりました。地域の声を拾う中心的な役割として、豊島区民社会福祉協議会があります。区内8圏域各所にCSWを配置し、本センターとの連携を強化しております。

本センター設立から2年半がたち、徐々に周知されてきたことにより、こちらのイラストにもあるように、さまざまな関係者、関係機関との連携の状態も今は見えてきている状態にあります。

次の16ページ、下段になります。こちらは皆様にお配りした、こちらの社会福祉協議会が発行しております機関誌トモニーの中のとしまささえあいMAPでございます。これら99の場所で声の聞こえを拾う、悩みを抱えている方との接触頻度を高める役割も、それぞれの場所の目的に合わせて担っているという現状があります。こちらからちょっと困っているんだということで、うちのセンターにつながるケースが非常に多くなっているところをご報告させていただきます。

続きまして、スライドページ、17ページでございます。豊島区保健福祉計画への反映についてです。計画の中で、新たな取り組みである生活困窮者自立支援制度を位置づけ、生活困窮者は単なる経済的困窮者だけでなく、社会的孤立者を含むと定義したほか、区民や関係機関の皆さんが、これまでの生活保護制度やCSWとの関係を理解いただけるよう、それぞれの役割分担を明らかにいたしました。

右側のほうが経済的困窮というところを軸にして、それぞれ分けした絵になります。

続いて、18ページ、関係者とのネットワークの整備でございます。中段にあります地域のところですが、既に地域に根づき、活動している無料学習支援団体をネットワーク化し、「とこネット」を成立いたしました。詳しくは後ほどご説明いたします。

また、生活困窮者は、多重債務を抱えた方が多く、相談のため弁護士事務所に行く交通費もちゅうちょしてしまう方に対して、豊島区に弁護士事務所があり、そこに在籍する有志の弁護士先生が最初の相談を無料に対応し、多重債務を整備する仕組みのネットワークもあわせて設立いたしました。

せわしなくてすみません、続いて19ページでございます。講演会・公開セミナーの開催予定とあります。こちらは、区民の皆様へ情報提供として行っている暮らし事サポートセミナーについてでございます。本年度は、東京大学で労働経済学のほか、希望学も研究されている玄田先生に生き方、考え方のヒントを「希望のチカラ」と題し、ご講演いただきました。また、「子どもの貧困」講演会につきましては、NHKのディレクターである新井氏に3年連続でご講演いただき、NHKスペシャルの映像等を流していただきながら、子供の貧困問題への理解を促しました。

今月末に第2回を予定しているのが「断捨離教室」であります。「部屋の乱れは心の乱れ！」ということで、断捨離の考え方をご紹介いただいております。

続いて、22ページでございます。例えば、28年度でありますと、相談者が非常に多くいらっしゃっております。そうしますと、支援の中断だとか終結、その辺の考え方で非

常に現場が疲労していくというところがありますので、豊島区のほうから事業者に対して、このようなフローを提示いたしました。もちろん相談員の判断で、あえて時間をとっている方など、個別の判断を行うことを前提に提示させていただいたものでございます。

もちろんずっと音信不通だった方が再度いらっしゃった方に対しては、また新規の扱いで対応させていただくというようなルールで運営しております。こちらは豊島区、東京都担当者会議でもこのルールは共有させていただきました。

続いて、28ページをごらんください。28ページは事例紹介②でございますので、28ページに飛ばさせていただきます。こちらは、親の介護離職から就労ブランクが生じたが、介護職につくことで生活課題が改善した事例でございます。相談経路は、地域のCSWからの連携です。内容としては、認知症の母の介護のため、数年前に仕事をやめたことで貯金を切り崩し、母がデイサービスに行っている間、就労したいがブランクがあるため不安であると。主訴は仕事につきたいというものでございました。

続いて、29ページ、ただし、支援策を検討している間に、残念ながらお母様がお亡くなりになられまして、さらに新たな課題として、6カ月以内に公営住宅を退去しなければいけなくなりました。

支援策としては、まずは就労の基礎能力や精神面のフォローの面から、就労準備、社会参加支援事業にて状態を整え、住まいについては東京都の事業であります東京チャレンジネットと連携させていただきました。

30ページなんですけども、徐々に状態もよくなり始めまして、就労訓練事業において、非雇用型の訓練を開始し、本事業を終了後に介護職員初任者研修を受講し、資格を取得しました。現在は職にもつき、経済的に自立しております。

そのほか社会参加もCSWとの連携で、地域でのイベントに参加し、孤独感を持たずに今、生活できております。

まとめると簡単な話に聞こえるんですけども、ここまで来るには支援対応回数98回を要し、最悪な状態を脱するためには、お金ではない寄り添い支援が重要であると日々痛感しております。

34ページを飛んでごらんください。今後の支援についてでございます。悠々会の理事長様もおっしゃられていたんですが、非常に住まいという点が重要であると日々感じております。福祉イコール住居といった発表をほかでお聞きしたことがあるんですが、この住居に対する施策が今後の課題となっております。豊島区の場合ですと、自立支援センター

豊島寮及び東京チャレンジネット以外にシェルターの提供といった具体策がコストの問題から打ち立てておりません。なので、今後の課題となっております。

飛ばしまして、37ページでございます。先ほどもちらっとご紹介しました子供の学習支援事業の取り組みでございます。36、37ページがリーフレットになっているんですが、としま無料子ども学習支援ネットワーク、通称「とこネット」でございます。現在、9団体、13教室が登録しております。このネットワークでは、共通する課題、例えば、教材やイベント保険、進路指導などに対する解決のノウハウを共有する場を設けました。区からは、場所代や保険代を補助し、今後は加えて教材費などの補助を検討しております。

そもそも、この学習支援の教室は、学力の向上よりも、福祉的な観点から居場所に重きを置いております。定期的に子供たちが教室に来て、心を和ませることで、ちょっとした一言を吐き出します。その一言からその子の生活を読み解き、関係機関と見守ることが目的となっております。

ただ、一方で、中学3年生は受験も控えておりますので、受験対策の場としても機能できるように、こういったネットワークを設立しております。この場では、やっぱり教材、進路指導、どの模擬試験が有効かなどの情報を共有しております。また、子ども食堂との連携にも取り組んでいるところでございます。

38ページからは、就労支援事業者の取り組みでございます。ぜひお時間のあるときにお読みいただければと存じます。

飛ばしまして、54ページをごらんください。最後に、就労準備社会参加支援事業のご説明をさせていただきます。生きづらさを抱えた方にとって、「就労」という言葉自体が一つのハードルになっている現状を踏まえ、内部の工夫で、就労準備支援事業という呼び名を「就労準備・社会参加支援事業」とし、その方々で事業名を言いかえて入り口のハードルを下げしております。また、さまざまな体験就労先を用意することで、ワクワク感を持たせ、単なる就労ではなく、やってみたいイベントのように演出することで、就労への高いハードルを取り除く取り組みを行っております。

54ページから56ページまではその事例でございます。

57ページをごらんください。社会参加の事例でございます。豊島区内で行われるにゅ～盆踊りやふくし健康まつりに参加することで、人とかかわりやコミュニケーションを促し、社会との接触を持たせる取り組みでございます。

にゅ～盆踊りでは、事前に練習会に参加することで、まずはその仲間たちとの交流を生

み出し、当日は振りつけ担当の役割をもらい、それまで恥ずかしがっていた方々が、現場の雰囲気によって率先して踊り出すという状態になっております。そして、事業所との参加は1日目のみだったのですが、何と2日目は自分一人で参加するという方もあらわれました。ことしも行われまして参加してきましたが、仲間から「あ、去年参加していたよね」と会話が始まりまして、人とかかわりもかなり上達してきたと思っております。

このように、地域のイベントをうまく利用しながら、それまで一人だけの世界で納得していた方々に、人とかかわることの楽しさ、うれしさ、難しさをいま一度気づいてもらう取り組みを行っております。

おかげさまで難しい就労準備・社会参加支援事業でございますが、昨年度は47人の支援者のうち40人が本事業を卒業いたしました。

雑ばくな説明でございました。まだまだ言い足りないところもございます。なれない説明で恐縮でございました。

最後に一言言わせていただきたいのが、毎日現場を見ておりまして、やはり生活困窮者自立支援制度というのは、よくも悪くも現金給付がない仕組みになっております。だからこそ、寄り添い支援で、その方々に対しての一番優先順位で高いものを、寄り添って支援できる仕組みと考えております。東京都の担当者、部長初め皆様に毎日助けてもらっているんですけども、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

非常に豊かな資料で、豊島区の取り組みをご紹介いただきました。考えてみたら、まだ施行されてから3年なんですよね。その間に急ピッチでいろんな事業を立ち上げられたというのが大変興味深く、また、感銘を受けた次第でございますが、どうぞ委員の皆様からいろいろご質問がおりかと思しますので、どうぞよろしく願いをいたします。

増田レポートで消滅自治体と名指しされたところ。

それから、もう一つは、もともと土地が、私はあそこへ住んでいたことがあり、よくわかります。土地柄から言うと、昔でいうと、木賃アパートが非常にたしか多いところですから、まさに生活居住支援法のニーズと合致する地域柄であることは間違いない。これが今、急速にマンションに建てかわっていて、それで随分いろんな問題が起こっていることも、豊島区は相当、全区的にいろいろ課題が。だから、サンシャインからあそこら辺の巨大ビルがたくさんできています。区役所もそうになってしまいましたけども、それだけでは

ない地域の課題を、いろんな困窮者支援法、非常に頑張って積み上げられてきたなと思いますが、どうぞ、ご質問。

○小林副委員長 ありがとうございます。大変興味深い示唆的なお話だったと思います。

1点だけ伺いできればと思います。

4ページに関連する必須事業、それから任意事業の一覧がありますが、関係機関や事業者さんに振るとき、今、おっしゃったように、CSWは寄り添いのところがかなり大変だろうと思うのですが、そうしますと、どういう段階になったら、その運営事業者さんのほうに振るかとか、あるいは継続的に協力するか、その辺何か原則みたいなものはあるのかどうかお聞かせください。

○鈴木様 ありがとうございます。一応ですね、現場の感覚値になるんですけども、まずは経済的困窮を脱しているかどうか、ここがまず本センターから卒業するということの一つの基準になります。例えば、仕事で悩んでいる方、それから住まいで悩んでいる方、そういったお金にかかわる悩みはこちらのセンターで対応するという形になっております。

そして、例えば、もう見守りという形になりましたら、CSWにつなげるような形にしております。例えばごみ屋敷対策で一気に片づけるというよりも、徐々に徐々にごみを片づけていくんだというような支援策になった場合には、CSWへおつなげするというような形になっております。

○小林副委員長 いわゆる生活支援というか、生活の寄り添いみたいな部分と、それから、ここに書いてあるようにいろんな事業に紹介していくというのでしょうか、この辺の何か感触ですね、どういう場合に、例えばNPOと連携するか、生活面での寄り添いが必要だとか、いろいろあるのではないかと思います。どの辺までCSWの方は寄り添うのでしょうかね。

○鈴木様 そうですね、結論から申しますと、その方がまずお困りなことがない状態にするまで、CSWが定期的な面談、定期的な訪問等を行うという形になっております。

そして、こちらのセンターのほうは、一応原則として1年という時間的な制限がありますので、あとは、就労準備社会参加支援事業においては半年というルールがありますので、その中で、もう緊急で対応できるものというのを、こちらの本センターで対応するというような形になっております。

○小林副委員長 一応期間で区切っているということですね。

○鈴木様 はい。

○高橋委員長 ありがとうございます。ほかに何かどうぞ、委員の皆様から。

私の豊島区イメージで言うと、本当に3年間いろいろこれを担う活動主体が非常に続々とあらわれている感じがあって、これは何か秘密がありますか。

○鈴木様 私の立場で恐縮なんですけども、やはりいろんなところから視察に来ていただくんですけども、皆様が口をそろえて言うのは、やっぱり社会資源が多いと。豊島区はいろんな団体があって、しかも、もともと地域で活動しているグループが非常に多くあるというところがまず最初にあります。なので、豊島区ならではといたしますか、そういったみんなで、地域ごとで、地区ごとで対応するという仕組みが、もうもともと根づいている地域であるということ間違いのないと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。

ちょっと教えていただきたいんですが、ささえあいMAPの圏域は、豊島区医師会圏域になってると、これ地域包括の日常生活圏とシンクロナイズしているわけ。

○鈴木様 そうです、おっしゃるとおりです。

○高橋委員長 あと、障害とか、相談センターとか、そういうのはもう少し範囲が広がりますか。

○鈴木様 そうですね、ただ来年は、8圏域を12圏域に広げるというようなことも考えているそうです。

○高橋委員長 それで、CSW、コミュニティソーシャルワーカーというのは、これは社協がここに社協職員として常駐しているという、そういう。

○鈴木様 さようでございます。

○高橋委員長 これは何だっけ、文京区だとささえあいコーディネーターと同じものと考えていいわけですね。

○鈴木様 イメージは同じでございます。

○高橋委員長 ほかにどうぞ。

これから生活困窮者自立支援法が30年目途に見直しの段階に入って、恐らく社会的な状況を考えると、ますますこの制度が必要になってくると、これもやっぱり持続可能性とか、これ副区長をトップに推進会議をつくったという、これは大変トップの認識が非常に重要、大事にこの制度をお考えになったということかと思いますが、全体、東京都を見回して、こういう体制を組んでいるところってありますか。要するに、副区長レベルとか、部課長レベルの横断的な推進体制をつくったという、余り聞いたことがない。

というか、実は、地域福祉の計画を立てる上で、これから区内の推進体制って、僕は社協もそうですし、関係資源とのネットワーク化というのは、従来の行政の手法だけではうまくいかないんだけど、しっかりやっぱり行政が政策方針をきちんと立てる、地域福祉推進計画の場合に。その社協に任せたようなふしにならないようにするための、これ法律的な意味ではいろんな課題がって、後で資料をご用意いただいておりますが、国の後方支援はあれでいいのかという議論はあるんですが、やっぱり上位計画だとか国は言っていて、その上位というのが適切かどうかまた別の議論ですが、かなり従来の縦割りの計画に対して、実は福祉だけではなくて、僕はもう医療や、それから住宅はもちろんですが、セーフティネット法というのは、本当にそういう制度が、要するに福祉も共同利用できる制度ですから、そういうことも含めた認識を行政の中で持っていただくというのが、そこをベースにしながら、地域福祉推進計画ができていくということになるのかなと思いますが、そういう意味で、豊島区の実践は大変興味深く、大変、豊かなご報告をいただいたような気がいたします。

ほかに何か質問がなければ、一応そういうことで、大変貴重なご報告をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、引き続き、次の議題に行きたいというふうに思いますが、東京都地域福祉支援計画の構成案等についてという、そういう議論をさせていただきたいと思っております。

初めに、堀田聡子委員から「東京における地域福祉推進の方向性について」、先日、最終の取りまとめが行われた国の地域力強化検討会の動きなども踏まえてプレゼンテーションをお願いしてございますので、大変ご多忙の中、駆けつけていただきましてありがとうございました。

それでは、資料の8でございます。よろしくお願ひいたします。

○堀田委員 ありがとうございます。

前日も欠席で、きょうも大遅刻で申しわけありませんでした。

まず、事務局からのご依頼で、この地域力強化検討会の検討経過、あるいは、このまとめに触れながら、地域福祉推進の方向性について、議論の誘発ができるような話題提供をということの宿題をいただきまして、20分くらいということでしたので、お話をさせていただきたいと思っております。

私もたくさんの資料を入れてきてしまったんですが、ほとんどオリジナルなものはないんですが、まず、地域力強化検討会です。資料9と10に中間と最終の取りまとめを入れ

ていただいています。おまけに、私、力不足の上に、大分、日程が合わなくて、欠席がちで、今回の委員の方々と相田委員と、それから横山委員も地域力強化検討会にご参加になっていましたので、お二人に後でまた必要に応じて補足をいただければと思います。

まずは、私、スライドの中に、地域力強化検討会の最終取りまとめの概要を入れております。これは、どちらかというと、批判的に検討してもいいというか、積み残したものについて触れながら、東京都への期待ということで、この一枚をもとにお話をさせていただきたいと思います。

この地域力強化検討会の最終取りまとめなんですけれども、総論、まず今後の方向性があり、各論として、市町村における包括的な支援体制の構築、そして、「地域福祉（支援）計画」、「自治体、国の役割」と各論が三つあるというような状況です。

まず、総論のところからなんですけれども、あたかもこの検討会の報告ですと、地域共生社会というのに関して、その哲学あるいは考え方が、もう社会の中で広く共有されているということが前提かのような書きぶりになっていて、それが文化として定着する挑戦というような感じで書かれているんですが、改めて今回この東京都で計画を考えていかれる際には、地域というのがまず何を指しているのか。とりわけ東京都の場合に、住んでいる圏域、それから経済圏、つまりエリアのコミュニティとテーマのコミュニティというのがとても重層的に重なっていて、かつ地理的な圏域だけでははかれないような生活の広がりというのがあると思いますので、それぞれ計画をお立てになる際に、普通さまざまな計画を住所地に基づいて見える化がなされていて、物理的なエリアでそういったデータが蓄積されているわけなんですけれども、本当にそこで暮らしている方々のリアルな生活をしっかりと見た上で、エリアだけではなくて、テーマのコミュニティという意味での地域をどう捉えるかということが、一つ鍵になるのではないかなと思っています。

この地域力強化検討会の中でも、果たして身近な圏域とはどういう圏域なのか。そして、丸ごと相談といったときにも、身近だからこそとてもいいことと、身近なところではやりたくない、聞かれたくないことと、そういったことがあるのではないかという議論もかなり聞かれたところでした。そういう意味でも地域とは何かという問い直しをぜひ、まずやる必要があると思います。

それから、次、この共生ということなんです。共生についても、全くこの検討会の中では、特段の研究がないわけですが、主に書かれているのは、「さまざまな生きづらさを抱えているとしても」ということで、人と人の共生ということが想定されていると思うので

すけれども、そこまでいいのか。もしそうであるならば、ノーマライゼーションとか、ソーシャルインクルージョンといったような考え方と何が違うのか、同じなのか。そして、実はそれを超えて人と自然の共生とか、どこまで考えていくべきなのか。そういつていくと、STCとか、さまざまな持続可能な社会づくり、地域づくりといった議論とも重なってくる場所がありますので、領域を超えてというときに、ケアのみならず、フード、エネルギーといったほうからの持続可能な地域社会づくりという議論とも重ねていける可能性という意味でも、「共生」が何を指してその地域で捉えたいのかということは、最初にその地域の中での合意が図られるべきではないかなと思っています。

そして、この検討会につきましては、大変多様な実践家の皆様から学ばせていただいたんですが、残念ながら財源論は結びついていないんですね。この財源論について、またここで問うべきところでもないとは思いますが、他方でこの検討会の中でも、もはや年齢とともに典型的なリスクというのがあるわけではなくて、あるいは、病気や障害があるか、ないかやその違いによって、そのリスクが決まってくるかというところでもなくて、もはや生きづらさにかかわるニーズというものが、普遍化していつているという中で、本当にセーフティネットを張り直すというのはどういうことなのか。果たしてそれにかかわるようなニーズをそれぞれ生活圏、あるいは自治体の中で、しっかりと捉えられているのか。

この後、地域包括ケア研究会のほうにも少し触れたいと思っているんですが、人口の数の推移とか、年齢構成とか、あるいは特定の疾患、あるいは障害をお持ちの方々の数ということだけを見ていて、リアルなセーフティネットの張り直しに必要な財源あるいは資源ということ、各自治体レベルでも捉えることができているのだろうかということは、これは昨年度からの社会部局のモデル事業の、そして、前回も世田谷区さん、江戸川区さんのご報告があったと思いますが、多機関共働による包括支援体制構築事業の中でも、そういった本当に生きづらさ、本当に厳しい状況に置かれている方々の実態をそもそも押さえられているのかということは問われていたところなんです。これも三つ目として提起しておきたいと思っています。

そのほか、この後いろいろな紙をつけておりますことに関連づけながら、この検討会が「終わりに」のところでも述べていますし、今回、先週の全国の自治体のご担当者向けの会議の中でも、計画策定上のガイドラインのようなものも出されていて、それにも関連づけながら、では、地域福祉計画というものをどういう位置づけで、どのような体制でつくっ

ていくことが望ましいのか。そのときに、どのような目標を立てて、それを評価しながら、その取り組みを加速することができるのか。あるいは、担い手についても、地域力強化検討会は、比較的ここにも多くお越しの民生委員さん、児童委員さんとか、地区社協などといったような、伝統的な担い手が基盤を支えるということを想定しながら議論していた一方で、極めてそういう方々が疲弊していたり、あるいは新たな担い手がないといったような問題提起も多くなされていたところですので、それをこの東京都という特性を踏まえた上で、新たな担い手、あるいは旧来からの担い手の支え直しというところをどう捉えるのかということについても、少し関連した議論をさせていただきたいと思います。

次のページですけれども、このあたり、もう皆様よくご存じの資料だと思います。地域力強化検討会の位置づけということになりますけれども、皆様ご存じのとおり、厚生労働省の中でも、昨年7月から「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部なるものが局を横断して立てられて、その検討にも位置づけられて、先ほどの地域力強化検討会があったということでしたが、その本部が出している当面の改革工程というのが、スライド3に載せてあります。

それで、地域力強化検討会は、この3のスライドの改革の骨格でいうと、どちらかというところ、地域課題の解決力の強化と地域を基盤とする包括的支援の強化というところに、主に軸足を置いているという感じであったのではないかなというふうに思います。

ですが、改めてで、そして、ここまでの1回目、2回目のところでも、まさに入り口のところ、それも生活圏域の中でというところでの活躍をくださっている皆様のご報告を多く学ばせていただいたと思いますので、きょう出口のほう、あるいはきょうのこの前半の議論にかかわると思いますが、より下のほうですね。地域丸ごとのつながりの強化というところに関連づけながら、お話をさせていただきたいというふうに思っています。

下の地域づくりに資する事業の一体的な実施とか、その後のところというのは、ごらんくださっていると思いますが、基礎自治体に伺いますと、まだこの通知の存在が全く知られていないということに驚かされることが多いので、ぜひともこの東京都の推進計画の中では、明確にご紹介くださるといいなというふうに思います。

それで、地域づくりにかかわる事業の一体的な実施についてというところに関連づけながら、次、事例を少しご紹介して、話題提供とさせていただきたいと思います。

次は、東京都の中の大田区の高齢者見守りネットワークと、それから次のページは、同じ東京都の町田市の例です。いずれも先ほどの四つの輪っかの左の下、地域丸ごとのつな

がりの強化というところに関連づけてお話をさせていただきたいと思います。

恐らくここにお越しの方々は、この「みま〜も！」あるいは「DAYS BLG!」の取り組みはご存じの方も多んじゃないかなというふうに思うんですが、きょうは、このみま〜もに関連しましては、こちら特徴が幾つかありますけれども、地域包括支援センター牧田総合病院という急性期の医療もやっている医療法人が受託している地域包括支援センターが、このまま待っているだけでは、住民の相談事を受け切れないし、対応もし切れないということで、改めて住民の方々のほうが、日ごろの困り事やその気配に気づくということが早いのではないかとということで、気づきの側のネットワークを住民や商店街などを巻き込んで、しっかりと再編しつつ、それに専門機関や行政による対応のネットワークというのを、有機的に結びつけていったということがご存じのように特徴なわけですが、きょうはその側面というよりも、写真が下に載っていますが、実はこれ地域づくりセミナーがずっと続いていっているものが基盤にあるわけなんですけれども、この気づきと対応のネットワーク、それを重ねたところでの地域づくりの活動が加速化していったときに、拠点の存在は欠かせないものとしてあって、左上の写真、パソコン教室をやっている写真とその下のところ、そして、ミマモリ食堂のところがその拠点にかかわるものなんです、これは大森駅から近くの商店街の一角で、もともとは福祉系の予算ではなくて、商店街の活性化の予算でこの拠点がつくられています。

ということで、今、地域づくりに資する事業の一体的な実施についてというのは、ケア領域にかかわるお金をうまく連携させてということが通知では出されているわけですが、それだけではなくて、市民協働であったりとか、あるいは商店街の活性化、商工労働ですね、社会教育といった多様な部局がそれぞれ地域づくりにかかわる事業や予算を持っていたりするというので、うまくその財源を使いながら、こういった地域づくりを加速するということにつなげられる一手にしていける体制が必要ではないかと思います。これは後でちょっと具体的に触れたいと思います。

それから、こちらの場合のもう一つの特徴は、制度だけに頼らない民間企業や、それから実際活動しているお母さんたち、おばあちゃんたち、高齢者の方々もお金を出して参加しているという特徴も挙げておきたいと思います。

こういった地域づくりというと、人の問題とお金の問題と場所の問題ということはよく言われます。こちらの場合は、ケアにかかわる事業所のみならず、先ほど申し上げた商店街の事業所さんたちも、協賛企業としてお金を出してこういった活動に参加し、そして、

今、シャッターが開き始めているということにもつながってきています。ということで、地域づくりの財源といったときには、ほかのケア関係以外の部局というだけではないような財源のあり方ということも考えていける余地があるんじゃないかということです。

次のスライドです。次のスライドもご存じの方も多んじゃないかと思うんですが、改めて全ての人にとって居場所と出番があって、何らかの困難に突き当たったとしても、その伴走が得られ、住みなれた、あるいは住んでいきたい地域で暮らし続けるということを考えてときに、出番、出口のほうというのは、ケアの世界というよりもそれ以外の地域の中にあるということで、こちらの場合は、認知症の方々のデイサービス、介護保険事業所なわけですけども、このデイサービスという事業を使って、要介護になって、あるいは認知症になっても社会の役に立ちたいとか、あるいは就労したいという方々の思い実現しているという介護保険事業所です。

こういった事業所、おとといも奈良県の中でこういったデイサービスのところに伺っていたんですけども、じわじわとふえつつあります。今、町田市の場合は、認知症の人の仕事倍増計画を立てて、もっとこれを進めていかれようと言われてまして、先進自治体では、一般の事業所、あるいは自治体の仕事をもっと出して行って、外に出して行って、その担い手として、障害者の就労支援というのはどこでも全国制度化されているわけですが、要介護になっても、認知症になっても、そういう方々が仕事をする、担い手になるということを進めつつありますので、仕事を出す側というのは、だんだん意識が変わってきているというふうに言われます。

他方で、どうやったら進めていけるかという議論をしていましたときに、今、壁になっているのは、仕事を出す側がほかの地域ではもっと出してくださいと何をどう進めるか。そのために、一般事業所側で困っていること、介護の業界ではなくて、地域の一般の基幹産業の側で何に困っているのか、こちらに生きづらさを持っている人がいるから、何かやらせてもらえませんかと持っていくのではない持っていく方というのも、一般的には課題と言われますが、町田や大牟田などの先進地域で言われているのは、介護事業所側の意識なんですよね。

介護保険事業所の側が、その利用者さんはもう利用する人であって、まさかここにいらしている認知症の方々が仕事をなさる、これはホンダで洗車をなさったり、地域の八百屋さんのタマネギの皮むきをしたり、あるいは夏は学童に行つて、認知症にかかわる紙芝居を見せたりといったことを、教育にも携わっている皆さんなんですけれども、介護保険事

業所の専門職の側がもはや皆さん、利用する方々というのは、担い手と認識できていないということが壁になっているということも言われます。

ですので、先ほども就労支援のお話が一部ございましたけれども、いかに世の中、人手不足の業界はたくさんあって、さまざまな事業所の方々が仕事を年齢や病気、障害の違いや有無にかかわらず、どなたでも担ってくださるように、モジュール化して出していくことができるのかということもですが、こういったように、介護保険の事業、その利用者さんになっていたとしても、社会の役に立ちたいというような思いを持っておられる方々があるということを、事業者の側がどう意識展開をすることができるかということも問うていっていただくことは、地域のいろいろな意味での担い手の可能性を開くということにつながるのではないかと思います。

それから、北芝の例は、右側のスライド9のところの多様な就労のあり方ということで、無償、有償、緊急雇用、アルバイト、フル勤務、それから、地域内から事業所、地域外へということで、こちらは200世帯、500人くらいの、10分圏内くらいの旧被差別部落、被差別地域なんですけれども、ここの考え方というのが、右上に行けばいい、右上が望ましいということではなくて、この中で行き来ができるということをととても工夫してやっておられていて、まだまだ生活困窮の事業もどうしても卒業していくというような、行き来が自由にできるということがまだ十分できないところもあるので、ということで持ってきたんですが、もうこの前に話題が出たので飛ばさせていただきたいと思います。

大分、時間を使い過ぎていますがけれども、この後のところは、計画策定を考えていくときに、「地域福祉」という切り口での計画なわけですが、関係する諸計画あるいは関係部署とどのように歩みを合わせて加速するかという視点で、幾つか話題を出したいと思います。

スライド10からは、高橋先生も一緒にさせていただいています地域包括ケア研究会の最新のものの概要をそのまま載せたものです。よく「地域共生」に関して話をということで伺いますと、地域包括ケアはどうなったんだとか、それとの関係を何とかしてくれ、説明してくれと言われることがとても多いんですけれども、ということで、改めて持ってきたんですが、一応この概要の中では、スライド10、地域包括ケアシステムというのは、この地域共生という社会全体で実現させるこのビジョンの実現に向けた仕組みというふうに位置づけています。

これまだまだ厚労省などが出している文書でも、何だかいろいろとあれこれ書いてあるんですけれども、この位置づけはぜひとも何か認識を庁内で明確に持っていただけるとい

いんじゃないかなと思います。

そして、地域包括ケアに関連して、今まで行ってきた議論と地域共生、あるいは今度、地域福祉計画を立てていくというときに、共通する切り口になりそうなことということで、二つ拾っておきたいと思います、ごめんなさい、三つですね。

一つは、スライド12なんですね。地域包括ケア研究会の中で、最新の研究会報告の中で、新たに出してきたコンセプトの一つに、ゼロ次予防、もう一つの予防ということがございます。これに関連してスライド17に、千葉大の近藤克則先生のソーシャル・キャピタル、健康格差社会から抜いたものを持っていますが、改めて、よりよく生きる、あるいは自立と尊厳ということを考えたときに、地域の中でのつながりの有無といったことと、ヘルス、あるいはウェルビーイングとの関係は、かなり世界的に疫学の方々などによって明らかにされてきています。このことは地域包括ケアを語る際にも、地域共生を語る際にも、同じ入り口になり得るものだと思いますので、部局を横断して議論なさるときの一つの入り口にできるのではないかなということで触れておきたいと思います。

それから、スライド14に飛びたいと思いますが、地域包括ケア研究会で毎回議論が尽くせていないところに、「事業体のあり方」というのがあると思います。介護福祉版の地域連携推進法人などということがこちらに書かれていると思います。

地域共生あるいは地域福祉の推進ということを考えたときに、改めて事業体のあり方、それは新たな形での共同ということ、出資もして担い手にもなり、受益をするというようなことにも関連づけながら、世界的にも新しい協同組合の姿、かなり模索あるいは形になりつつあるところでもありまして、「住民自治」という議論も地域力強化検討会の中でも行われながら、文言としては、お好みでない方もあって入らなかったんですけども、それと関連づけながら、事業体の今後のあり方というときに、新しい共同という視点からの事業体のあり方の模索ということも必要な論点ではないかと思います。

地域包括ケアに関連しては、最後にもう少し触れておきたいのは、スライド15のところ、これは地域包括ケアでも、あるべき地域の姿を共有し、そして、それに向かって関係する人々の役割を認識しながら進めていくというときの、地域マネジメントの中で場の重要性ということに触れています。

実際には、今回この地域福祉計画を立てていくという場というのも、ここで書いていることと同じ意味を持ち得るものだと思います。こういったような場で、限られた人たちが議論して、決めていってよろすということではない、自治体、保険者と住民、住民グルー

プ、利用者、専門職、さまざまな立場の方々が、ともに同じ方向性を向いて、今と今後の状態を見た上で、どのような方向に進んでいきたいのかということを経験していきけるような計画策定の場の持ち方ということについても、何らかの手がかりを示すということが求められるのではないかと思います。

大分、時間になっているので、後ろは駆け足でご紹介させていただきたいと思います。

スライド18からのところというのは、主にこの前のところで、高橋委員長がおっしゃったことと関連するんですが、じゃあ、この地域福祉計画、上位なのか、何の上位なのかというお話もありましたけれども、どのような体制で、庁内でも地域福祉計画あるいはその推進といったら、これとこの部署しか関係ないよと言わせないような体制をとっていきけるのかということで、関連して幾つかの自治体の取り組みを挙げています。

まず、神奈川県藤沢市、こちら片山部長も地域力強化検討会の委員でもありましたけれども、藤沢市の例については、番号が消えていますが、スライド20を見ていただければと思います。19、20ですね。

藤沢は、もともとこの地域包括ケアを「全ての人のための」ということで、藤沢型の地域包括ケア、子供から高齢者、障害者、生活困窮者、全ての市民のためのということをつくってきておられます。

それを推進していかれる体制なんですけれども、もちろん外部に關係する事業者さんなども入った、あるいは住民団体も入った会議を立てているんですが、庁内の検討の体制として、ごらんの七つの部会を設けています。

そして、全ての部局が地域包括ケアって関係ないよと言わせないような、ここでは藤沢の場合は地域共生も同じことだと思いますけれども、言わせないような形で、下のスライド20のように、全ての部局が七つの部会のどれかに必ず属するというような体制をつくってきています。

こうすることで、計画そのものの位置づけをどこに続けられるかというのは、庁内それぞれのご事情だと思いますが、しかし、進めていく方向は、地域包括ケアといっても、地域共生といっても、あるいは地方創生といったとしても、同じ方向性を向いて、それぞれの部局がより連動しながら進めるべきところが大きいと思いますので、こういった庁内の検討体制というものも、地域福祉計画をつくるに当たって、今後の方向性として出されていいことではないかなと思います。

あと、川崎市につきましても、ご存じのように、地域包括ケアの推進ビジョンというこ

とで、「誰もが」ということを強調したビジョンを策定し、そして、これは工程の中で地域保健の再編ということも書いてあるんですけども、まだまだ地域力強化検討会はどちらかというと福祉よりになっていて、ヘルス、保健や医療の方々、人ごとだと思っておられる方が少なからずある中で、川崎の場合は、アウトリーチ、改めて保健師さんたちがしっかりと外に出られるようにするというので進めていかれようとしています。

ちょっと過ぎてしまったんですが、この後のところは、伊賀市の例を置いてきておりますのは、ほかの計画との関係という意味も含ませながら、じゃあ、そのアウトカムをどのように見るかという論点です。

時間が過ぎておりますので、スライド27を見ていただければと思います。三重県伊賀市の場合は、第3次の伊賀市の地域福祉計画というのは、地域福祉の取り組みと地域包括構築の取り組みを横断するものとして計画を位置づけているわけなんですけれども、アウトカムなんですけれども、ごらんいただいていますように、まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI、それから、再生計画と連動する形で、健康寿命、地域予防対応力、生活満足度といったところから指標を上げていっています。

より視点がよく見やすいものでいきますと、スライド25に戻っていただくということになると思うんですが、こういった形で、先ほどから申し上げているほかの領域を超えて、部局を横断して、町全体の方向性と歩みを合わせて、福祉を推進していこうというときには、実は評価の指標の持ち方ということも極めて重要で、総合戦略とも連動させるというときの一つの例として見ていただければと思います。

下、荒川区の場合の区民総幸福度に結びつけて取り組んでいらっしゃるというのもご参考に見ていただければと思います。

ちょっと過ぎてしまったので、ほぼ後ろは資料だけ、こんな資料が入っていますということだけでご紹介させていただきたいと思います。

29、30のところは、これから領域を超えて普通の暮らしの幸せをということについては考えていく必要があるのではないかということで、世界的にAge Friendly Citiesとか、認知症の人に優しい地域という意味でも、上のWHOが8の領域ですね。下の認知症についても8領域が上がっていますので、福祉、ヘルス、ソーシャルを通じたケアというのは、まちづくり、地域づくりというのだと、本当に一領域にしかすぎないということで、ほかの領域との連動の必要性を申し上げたかったということです。

その後のところにつきましては、特に十分に議論が尽くせていなかったところとして、

担い手、とりわけ教育との連動ということも、もっと各基礎自治体で議論の余地があるのではないかということで、千葉県松戸市まちっこプロジェクト、小中学校の子供が学ぶことを通じて地域が学ぶという取り組みについて挙げています。

33もこれも大牟田の例ですけれども、中学校での取り組みですが、こういった形で、小中学校、つまり基礎自治体で、公立の教育で何とかできるわけですけれども、それとどう連動するかという視点は重要ではないかということで挙げています。

さまざまな担い手による動きを加速する取り組みとして、富山県南砺市の例もご紹介しているところです。

次の3枚、35から37もどんな資料ですということだけのご紹介にとどめますが、もう一つ、東京ならではの担い手のあり方というときに、最初に地域をどう捉えるか、身近な圏域でないとできないことと、そうでなくてもできることと申し上げましたが、今、シェアリングエコノミーの動きというのも、どんどん進んできていまして、これは渋谷区なんかでもシェアリングシティと宣言をしていますけれども、日常生活圏を越えて、新しいインターネット上のプラットフォームを介して、場所とか乗り物、物、人、スキル、お金をシェアしていくという動きで、必ずしも日常生活圏にこだわらなくて、だからこそできる助け合いの姿というのもあるのではないかということで、アズママさんであるとか、エニタイムズ、これはファミサポとか、シルバー人材センターに関連して使っているところもあります。

あと、担い手の側から見ても、こういったシェアリングエコノミーというものが、スライド36のところですが、子育て中の女性とか、介護中の女性とか、シニア、障害者の活躍にも使えるんじゃないか。これは先ほどの「DAYS BLG!」の議論とも共通するところではないかなと思います。

ということで、ざっとお話をしてきました、一番最後は社会的インパクト評価の考え方、前々回も少し議論がございましたけれども、こういった方向性で進めていこうと考えますと、ケアの領域だけではなくて、さまざまな領域で行っていかれる地域づくりのあり方ということについて、アウトプットレベルでのお金、あるいは評価ではなくて、本当にアウトカムをどう評価するのかということについての検討の第一手をそれぞれの基礎自治体で進めていくということも、実はこの地域福祉の推進ということ考えた後方支援にとっては欠かせない視点ではないかということで、関連する資料を主に41から挙げていくということです。

少し延びて恐縮でしたが以上です。ありがとうございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変密度の濃い、1時間でも足りなかったなと思っておりますが、何とか圧縮していただきました。いろいろ質問もあろうかと思いますが、一つは、地域福祉計画のバウンダリーを開放するという、そういう方向での議論をいただいたかと思えます。だからといって、それは抽象的な議論ではなくて、具体的な地域実践の中でそういうバウンダリーを越える試みがどう行われているかという、そういう議論だったかと思えます。

それから、これはどう書くかは思案のしどころですが、推進体制問題。これは福祉保健局としても、ほぞを固めて書いていただきたいんです。大体、僕は最重要は医療とケアと、その再インテグレーションの問題ですし、それがどうやら国交省と厚労省の協議が定例化いたしました。あれ1回こっきりではなくて、ずっと続くんです、これから。ということは、都市整備局と福祉保健局で、せめて国よりも綿密な協力体制って組めるんですかという議論は、地域ケアを考える上では、実は僕は話を伺いながら、豊洲の地域福祉計画ってどうするんだろうと思ったんですよ。江東区長の責任ですが、江東区社会福祉協議会の話でもありますし、実はあそこが一番多分ここ20年か30年……大問題が起こる。これは既に港区が億ションのごみ屋敷問題として、本当に苦勞しておられるんですが、要するに、大都市固有のやっぱり地域の結びつきを拒否する人たちで、そういうふう条件づけられて生活がつくられてきた人たちだけ、そこで多分、問題はかなり深刻になるだろう。それが、社会的コストを生み出しますので、そういうことを含めた、これはここでどう書けるかはまたスペシャルスタディの問題だと思えますが、どこかで気になりながら、ということは、やれるところしか対象にしない地域福祉計画だったら、それは区市町村のテーマでいいわけで、東京都としてということになると、もう一つは、きょうも日の出町からお越しいただいています多摩地区島しょ部、それから西多摩、そこでの地域福祉計画の議論は、これは大変重要な、常に何となく共通のターゲットのイメージが割と画一化しているので、それを東京都のダイバーシティとか、多様性を踏まえた議論をきちんとしないといけないということは、東京都としての地域福祉推進計画を抱えた責任かと思えますが、そういうことも含めて、堀田さんが大変大事な、後でもう一回速記録を丁寧に起こして読み直すべき、そして、できれば速記録を補足していただくと大変ありがたいと思えますが、どうぞ委員の皆様からいろいろたくさん質問があるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、どうぞ。横山さんのほうから。

○横山委員 私もこの我が事・丸ごとの委員会に入らせていただいて、一番感じたのは、国なので全国の話をしなければいけなくて、過疎地の話とか、地方創生の話にもかなり時間を割いていて、正直、私としては、やっぱりこれは東京、もちろん過疎地の話もすごく大事ではあるんですけども、高橋委員長が今、おっしゃったような、東京のような都市部ならではの「我が事」に対する取り組みの部分はやはり東京都として、何か考えないといけないのかなということは感じています。

あと、もう一つ、この場でぜひ意見を言わせていただきたいのは、最終取りまとめの報告書の26ページのスライドをごらんいただければと思います。

その前のページからずっと自治体の役割ということで、市町村の役割がいっぱい書いてあって、26ページの「都道府県の役割」の上から三つ目の丸のところがあるかと思いますが、この内容を先週くらいから各市町村の方が耳にしたりするようになる中で、その行政の担当者の方が、これはわかったけれども、藤沢の事例だったり、いろいろな事例も本当にすばらしいけれども、自分の町でまず何をしたらいいんだろうという、最初の一歩みたいところで、非常に困っている方々が多いという印象があります。特に、まず自分の市町村の、社協がどういうことをこれまでやってきて、どういう方向なのか、そこにコミュニティソーシャルワーカーのような役割の人がいるのか、いないのかとか、自分の町の地域包括支援センターはどういう状況なのかとか、行政の地域福祉部門はどういう状態なのかとか、住民団体の地域活動はこれまでどうだったのか、地区社協があるのか、ないのか、町会の活動状況はどうなのかとか、そういうことが余りにも市町村によって違い過ぎてしまっているんで、ここに市町村への技術的助言と書いてあるんですけども、私がぜひ東京都というか、都道府県にお願いしたいなと思ったのは、市町村の担当者の方を一律にお呼びして、こういうことになったんですよという、研修会みたいなのをするのでなく、「我が事・丸ごと」の委員の先生方のような方々が、何人かのチームで市町村のところに出向いていただいて、この市は包括がこういう状況、社協はこういう状況で、こういうところが課題で、今後どうしたらいいのかみたいなのを、一緒に考えていただけるようなアドバイザースタッフの派遣みたいなものを、都道府県でやっていただきたいなと思っています。

実際に、宮城県では、生活支援コーディネーターの配置や協議体などの生活支援体制整備を行う際に、各市町村にアドバイザーの先生方や、先生方が何人かのチームを組んで市

町村に派遣をして、具体的な課題と一緒に考えるような取り組みをされていたので、ぜひこの市町村への技術的助言というのは、そういう個別に来ていただけるような場を設定していただくとありがたいなと思っています。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

そうなんです、技術的助言問題って僕は昔から思っていて、本当に助言する実力があるのと言いたいような県職員、都職員とは言いません。県職員に何人も私は出会っておりますので、だって、きのう児童から来ましたとか、きのう税務から来ましたという人が、技術的助言なんてできるわけがないですよ。ということは、それだけネットワークを持ちながら、そういうサポートができる広域自治体の職員像って何だろうかというのは、結構深刻な問題です。

これ堀田さんがよくご存じだけど、これ、思うに、アメリカは僕、知らないんだけど、欧米のヨーロッパのそれぞれのコミュニティーなり、県の職員って、エキスパート、政策専門家で異動なんてないですよ。そこで一生終わるから、嫌っていうほどよく知っているという、そういう職員なら技術的助言をされてもいいよなと思うんですがという、そういう議論まで実はさかのぼるんですよ。日本の行政のあり方論の根幹に触れる実は問題で、それはちょっとなかなか難しいんですが、今、いいことをおっしゃってくださって、宮城モデルとか、さまざまなインテリジェンスを上手につなぎ役をしてくれる。それが可能なやつぱり予算とは言わないけど、そういうことも含めた工夫があり得るかなという、大変大事なご提案をいただいたような気がいたします。

どうぞ、何か堀田さん、今の。

○堀田委員 いえいえ。

○高橋委員長 いいですか。どうぞ。

○小林副委員長 いろいろな報告書が出されていますが、好事例、つまり、一番うまくいっている先端の事例を取り上げて、これをまねしてやってください、そういうイメージというのはないのでしょうか。専門家の先生方もこれが皆さんの到達点ですよ、というような傾向はないのでしょうか。方向はわかるのですが、そこに行くプロセスが何かちょっとわからないのではないかという気がします。

今、堀田委員のお話を伺っていて、いろいろなことを考えなければいけないし、私もとても勉強不足ですが、例えば、住民がなかなか動いてくれないし、本当に住民を動かすと

というのは大変な仕事になるのではないかと思います。

では、住民が動くというのは、どういう仕掛けを考えたら動くようになるんだろう、そもそも誰がそれを動かせるのかなど、もう少し現場というか地域に即して、こういう働きかけの仕方あるというような、少しプロセスに則した議論というのはなかったんだろうかということをも、伺いたいと思います。

この後でのご紹介もあるようですが、住民の中でもいろいろなおもしろい取り組みがあるわけですが、もう少し分解して、モデルごとにそこに至るプロセスが示せないだろうかというのが私の考えていたことです。

そうしますと、次は、計画はどうなるのかという話になりますが、これも先ほどのお話にありましたように、地域の協議体みたいなものを考えたらということになりますが、例えば、関西と関東の違いは、校区社協がないということ指摘されています。文献では、校区社協が組織されていて、住民が動く仕組みができています。豊中市が1つの典型のようですが、ああいう小地域モデルみたいなものが動く地域とそうではない地域に分けると、東京はそれができないという前提があるように思います。

そうすると、これからの地域福祉推進の仕組みを考えたときに、委員長がおっしゃっていましたが、これまで協議体がたくさんつくられてきましたが、なかなかうまくいかない面もあるので、この辺どういうふうにかんがえたらいいか。

例えば、地域協議体というのは、都内の幾つかの自治体でもつくられているようですがある協議体をつくとまたそれが独自の協議体になってしまって、例えば自治会はどのように関与するのかというような問題が出てきてしまうことがあるようです。それで、協議体というのは、どういうタイプの協議体をつくと、比較的「我が事・丸ごと」になるような協議体になるのだろうかと思います。要するに住民がどう動くかというプロセスと、それから、推進の仕組みをどのように考えていくかということで、堀田委員のお考えをもう少し聞かせていただければと思います。

○堀田委員 ありがとうございます。

どちらかというと、入り口のほうは私の担当じゃないかなと思って、もう前に終わったものと思って余り触れなかったんですが、まず、プロセスのことについては、地域力強化検討会の中でも、好事例集はたくさんあるので、プロセスを分析するような取り組みがもっと必要ではないかというような議論は挙げられたところでは。

私が代表なんですけど、まだアップできていないんですけども、昨年度、地域共生社会、

この実現本部のところからの厚労科研特別研究で、住民主体の共生型地域づくりとその担い手に関する研究ということでやってきておりまして、それは、まさに12の地域を全国で選ばせていただいたんですけれども、そこが別にベストプラクティスということではなくて、どういうところから火がついて、それはどのように波及していったというような、プロセスを描き、すみません、出せていなくて申しわけないんですが、プロセスを描きながら、その地域によって、市長さんがすごいやる気のことでもあれも、市長も市役所もちょっといまいちで、医療者がということもあれば、住民でどなたかプロ住民的な人がということもあるので、いろいろな方々が先ほどの話にも通じますが、うちの地域で火がついている、私が近く引き寄せて読めるというようなことの分析を少し試みていたりします。

でも、それはまだ12の地域でしかありませんので、おっしゃったように、どのようなプロセスで、今、副委員長がご指摘くださったのは、「住民が」というところだと思いますが、その切り口だけではなくて、地域全体としてその活動、動きが加速していくのかという視点から、好事例集ということではなくて、プロセスとしてまとめて分析していくというのは、これからの宿題の一つじゃないかと思います。

ただ、地域力強化検討会の中でも、たしか議論があったかと思うんですが、「住民が」というところにもう一度立ち戻りますと、何かそれが最終取りまとめに入っているわけではないんですが、二つ入り口が考えられるねという議論はありました。

一つは、中間、どちらにも多分入っていることですが、地域課題を把握してというほうですね。つまり、このままいくとこの先どうなって、危機感をあおるといいますよね。その危機感をあおって、お尻に火がついて始まるというような方向です。

でも、もう一つの方向性は、地域課題の解決のほうの入り口ではなくて、どちらかというと、心が動く、楽しい、おいしい、おしゃれ、美しいというような、そういうようなことをやっていたら、結果的に地域課題解決につながりますという、つまりまちづくりとか、コミュニティデザインとか、それこそ市民協働とか、いろいろなことをやっている人たちがいらして、そちらの動きをどう課題発で思考して、課題をしっかりと見据えてやっている方々の動きに循環させるかということも、それぞれその住民が、火がついて続けていくということを考えて上では、一つ重要な観点かもしれないという話がありました。

だから、必ずしも課題がわかって立ち上がる人たちだけではなくて、危機感だけじゃなくて、楽しいということで動いていって、それが結果としてということもありじゃないかと。

それから、協議体のあり方についても、これは地域包括ケア研究会の場のところでもあ
ると思うんですけども、新たな会議体をつくるということ自体の、あるいは丸ごとのモ
デル事業の多機関共働でも、新たな会議をつくるということ自体は、全く必要ではないん
じゃないかと思うんですよね。

どちらかというと、先ほどの横山委員のお話にもつながるかもしれないんですけども、
改めて地域の中でさまざまな担い手、それも福祉医療、介護医療の領域だけではなくて、
さまざまな領域で、この地域の課題を何とかしようという協議体的なものはたくさんある
ので、まずはその棚卸しをしていって、機能の統合が図れるものはいかに統合を図ってい
くかということを考えるのも、逆のようなんですけれども、必要なんではないかなという
ふうに思っています。

○小林副委員長 誰がその統合を図るのですか。

○堀田委員 それもいろいろとあり得るんじゃないかと思うんですけども。それは誰が
図っていくのが正解ということはないんじゃないかと思います。でも、逆に誰が旗を振る
べきかということがですね、はい、ありがとうございます。

○高橋委員長 旗を振りやすいのは、僕は公務員だと思うんです。というのは、ある地域
に行くと、公の肩書以外、裏を見ると、何とかNPO、何とかNPO、何とか世話人って、
ずらずらとある公務員がいるんです。要するに職務専念義務なんてうるさいことを上と言
わないわけ。

これはどうしてかということ、これは東京の条件ではないんだけど、その地域で死ぬこ
とを覚悟しているわけね、公務員も。大牟田なんかそうだし、東近江もそうだし、滋賀の
創寄りというのは、裏に変な元公務員もいますけども、オルガナイザーみたいな人がいて、
そういう機能を果たせる、果たしやすいポジションというのが、昔は民生委員さんは地域
で仕事をされていた方が、それがあるとき婦人民生委員に変わっていった、ところが、実
は婦人民生委員も女性の就労率がこれだけ高くなると、その条件はもしかしたら元気な高
齢者、いや、高齢者と言ってはいけません。自分ももうすぐあと何年かで後期高齢層
になるけど、俺が高齢者というのは、ちょっと高齢者に申しわけないと最近思いましたん
ですが、そういうことを含めて、いろんな可能性はどうもありそうで、それはやっぱり事
例の中でいろいろ学びながら、こういうことがあり得るなという、そういうことだと思
います。

それから、小林委員がおっしゃった、さっき豊島区のエリアを見ていても、非常に僕よ

かったんですが、大昔の話、これ川井さんは関係ないからね。当時の東社協の事務次長に三浦文夫先生が東社協は地域別小地域社協組織は不熱心だって怒っていたことがあるんです。これだけ大都市の区社協だったら、実は小地域社協を大変だと言いながら、逃げ口上だけど、必死になってつくる努力くらいはしろよなどと、直接事務局長に言っていた記憶があって、これ何十年来の課題なんだけど、実はどうも、きょうの豊島区の事例を伺ってもそうだし、地域包括がそういう拠点づくりって大田区の事例がそうだし、また全く別のアプローチで言えば、秋山正子さんが暮らしの保健室でやったのもある種の地域組織だし、暮らしの保健室って今、全国的に燎原の火のごとく、あれは僕はプロとアマの混合軍だと前から思っていて、そういう意味で、地域住民だけではなくて、そこにさまざまな専門的な職の人たちがコラボレーションして、専門職をボランティアとして働くというのは最近プロボノというんですか、ああいう言葉がほぼ定着しつつあって、それが実は地域づくりの話とも絡んでいる。これは、いわゆる従来の縦割りの概念を超えて、さっきのあれもそうですよね、魅知普請の東近江の図もあれずっと見ると、ボランティアからそれで飯を食う話まで、それから、いわゆる障害者とか、高齢者のケアから環境や、先ほど、教育の話が出されたのも、いろんな広がりを持ちながら、地域の活動があるということの意味をどうやっぱり我々は受けとめて、都民の皆さんに提案をしていくか。

きょう、社会福祉法人の地域アプローチの試みを大変示唆的なお話をいただいて、これをやっぱり応援していく不動産屋が、福祉活動に参画するという時代は、もう手が届くところへ来ているわけで、そうすると、有名なふるさとの会は、ついに不動産屋をつくってしまったんですね。彼らは社会的不動産と呼んでいる。それは、従来の収益を目的とするだけではない、社会的な広がりを持った、しかし、一方で収益を大事にする、これはサステナブルである必要があるので、税金なんて全然当てにできませんからということを含めて、いろんな努力が展開しています。それを地域福祉推進計画の中でどう議論するかは、これからの議論だと思いますが、というようなことで、少し堀田さんのお話を私なりにコメントさせていただきましたが、どうぞ、委員の皆様から。

はい、どうぞ、浦田さん。

○浦田委員 ありがとうございます。

さっき堀田先生のほうから、財源論については、この会議の中で余り議論されてこなかったというお話があったんですけども、もし東京都レベルでこの財源論を考えていくとしたら、今、民間の方法ですとか、いろんな方法もあるんですけども、どういうことに

期待されているのかなというお考えをちょっと聞かせていただけたらと思います。

○堀田委員 それは逆にほかの皆さんのご意見を伺ってみたいと思うんですけども、私
が一つ、お答えの前に申し上げたかったのは、どれくらいの資源が必要とされているのか、
財源が必要とされているのかということの基礎になる情報が、まだ十分に基礎自治体レベ
ルでも集められていないのではないかとということが一つです。

それ、さっき少し触れましたけれども、例えば、昨年度の多機関共働の事業の包括化推
進員の方々の研修の宿題で、ダブルケアの方々とか、ひきこもりの方々とか、さまざまな
困難にある人たちが、どのような実態、どれくらいの人数がいらっしゃるのかということ
をちょっと調べてきてくださいというような宿題を出させていただいていたんですけども、
でも、それで大丈夫かしらというような、とりあえず民生委員さんに聞いてきました
とか、地域包括に聞いてきましたとか、本当にお困りの方は、きっとそれでも入れない方々
なんじゃないかと思うときに、本当にどれくらいのニーズがあるのかということは、まず
把握していただかないと、トータルで現物、現金、どういう給付が必要なのか、セーフテ
ィネットの張り直しというときの財源がどれくらい必要なのかという議論ができないんじ
ゃないかということが一つです。

地域力強化検討会の中で行われていて、かつ、私も後ろのほうに挙げていましたけれど
も、そういう本当に桁がきっと違うであろう新たな財源をどう考えるかという議論とは別
に、改めて基礎自治体、あるいは都のレベルでも考えられていいのではないかと思うのは、
最後に触れさせていただいていた、今までの何らかの事業をやったらお金を出しますとい
うような補助金の出し方、お金の出し方ではなくて、それで何回やって、何人来てみたい
なことではなくて、それできっと生活困窮の方々とかも結構苦しんでいるところがある
と思うんですけども。

そうではない、その事業を通じて前々回も私、お伺いさせていただいた記憶があります
けれども、そうではなくて、それを通じて、ご本人、利用者、入居者、登録者、患者と称
されるような本人だけではなくて、その世帯あるいはその方が再び出番を得たとすると、
さっきの町田でいうと、ホンダのディーラーさんにとっての担い手にもなって、そこの方々
にとっての認知症になっても生きていけるという希望にもなって、ご家族にとっての希望
にもなるかもしれなくて、結果としてサービスを使わなくなるかもしれないというような、
そういうアウトカムに基づいた形で、成果連動で今までの補助金などを見直していくとい
うことの余地は非常に残されているのではないかと思います。

東近江などの場合は、市全体で補助金改革という考え方も持って、成果連動型のSIB事業などにも取り組んでいますし、地域力強化検討会の中では、募金ですね、赤い羽根募金などの使い方も、そういった形で考えていける余地もあるのではないかという議論もあったところです。ちょっとこれは大きな財源の話とはまた切り離されたところですけども、視点としては重要ななと思っています。

○高橋委員長 大変大事なご議論でした。要するに、税金を財源にするのと、介護保険の地域支援事業って、僕はあれは悪知恵の産物だと思っているんだけど、保険料から集めたお金をいわば自由な形で使える仕掛けをつくってしまったんですよね、あれ。

それから、もう一つは、もちろんチャリティーなんですよ。だけど、最近はマギーズがやっているようなクラウドファンディングという、ああいうアプローチが結構あって、あれはむしろ秋山さんはそういう覚悟をしてやっておられるんだけど、そういうお金、それから、ソーシャルボンドの話、最後のほうに、いろんな多様な財源確保策があるらしいということだけは言えるわけで、そこら辺はそれを支える仕掛けをどう考えるか。

昔は、地域福祉基金というのを東京都として持っていて、あれは200億でしたっけ。最盛期は600億か700億持っていて、あれはそのときの鈴木知事が桁が違うかと言って、何十億を何百億というふうになったという、そういうあれは一つの、あれを議論するときにさんざん議論して、要するに法人格のない団体にそういうものを出すためには、どういうやり方があるかという議論をしたのが、割と鮮明に記憶に残っているんです。そういうことを含めてどういう努力をするかというのは、ますます足腰に、エンジンとガソリンがないと車は動きませんので、そういうことを含めた議論もぜひどこかでしなければいけないと思う。

どうも私の進行の下手際というよりは、むしろ堀田さんが非常に充実したレポートをしていただいたおかげで、少し時間があれですが、ほかにこの際、事務局も、はい、どうぞ。

○堀田委員 すみません。今の一つだけごめんなさい。スライド36で、今のお金に関連して、ご存じなければということで、一個だけご紹介しておきたかったんですが、スライド36で、クラウドリアルティというのが今できていまして、クラウドファンディング、今、座長がおっしゃったのは寄附なわけですけども、そうではなくて、これは金融商品として、不動産特化型のクラウドファンディングで、クラウドリアルティというのができていまして、これは私も出しているんですけども、シェア保育園と代々木上原で保育園と学童とシェアハウスと、それからアトリエみたいなものとか、いろいろなものの合築な

んですけども、企業主導型保育を使って基盤をしっかりと押さえた上で、その底値をみんなでクラウドリアルティで集めるということで、10日間で1億7,400万円集めたんですね。これは寄附じゃなくて、リターンのある、6.5%リターンのある金融商品なので、寄附だけではない、金融商品、金融を巻き込むということも非常に重要だと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それから、9月のたしか23日かな、22日に、抱樸、北九州の奥田さんのやっているあれはリクルートがどうもオリエンコーポレーションに買収、要するに、家賃債務保証との関係で運営資金を出すモデルの紹介がありましたので、それはちょっと参照して、これも新しい生活支援の財源を出す試みとして大変おもしろい試みで、ちょっとそのいきさつは奥田さんから伺っているんですが、これも大変これからのあり方を考える上で示唆的な実践です。

それから、ふるさともある意味ではそれに似たことを、要するに家主からお金を出すということは、そのことによって、今まで寝ていた不動産が動き出すんだから社会貢献してくれという、そういうアプローチで居住支援のコストを捻出するという試みがありますが、そういうことも含めて、いろんな多様な試みがあるらしい。

ただ、それをやるためには、価値観の共有という大仕事も一緒にやりながらやらなければいけない。だけど、これはコミュニティソーシャルワークのやっぱりアルファであり、オメガである話だという、そんなことでちょっと整理をさせていただくことにして、次の話題に行かせていただいて、堀田先生、本当にありがとうございました。大変、示唆的な、また事例も含めて大変ありがたく思いました。

それでは、引き続き前回の策定委員会の後、事務局でヒアリングをしていただきました。また現場報告、事例の現場で視察をしていただきました。これらについて報告をお願いいたします。

○森田地域福祉推進課長 地域福祉推進課長の森田です。まず区市町村のヒアリングの実施結果について、資料の12でございます。ちょっと時間も大分押しておりますので、かいつまんでご報告したいと思います。

1ページ、概要がございますけれども、今、中間報告としております。以前にも予告はしておりましたけれども、今、回っているところなんですが、12区市町村を対象に実施しておりますけれども、※印のところはまだこれからというところで、それ以外のところの

中間の報告でございます。

ヒアリングの項目については、地域福祉計画の策定状況等々となっております、具体的に次のページから結果をつけてございます。

2 ページのところで、策定状況、いろんな策定状況がございます。例えば、区部の一番上のところですけども、各分野の計画では、それぞれ取組・目標を記載して、全体の理念を長期計画のほうで記載しているということで、単独の計画は策定しないということとか、それから、下から二つ目でございますけれども、各分野の計画に書き込まれる共通要素となる視点を地域福祉計画で定めることで上位計画としていくと。

あるいは、その下のところは、横串となる事項を計画に記載していく。

それから、あと右のほうで、市町村部でございますけれども、一番下のところでございますけれども、庁内の連携はどこまで広げるか。広げ過ぎると基本計画との差別化が難しいみたいなお話もございました。

3 ページでございますけれども、進行管理でございます。区部のほうで、先ほど指標の話がありましたけれども、アウトカム指標の設定は難しい。アウトプット指標ならば、議論することも必要ではないかとか、あと、市町村部のほうでは、二つ目のところには、アウトカム指標の検討をしているという話も出ております。

下のその他のところは、計画期間でございます、例えば、区部の二つ目のところでは、計画期間が社協の活動計画とか各分野計画ともずれているだとか、あと、市町村部のほうの一つ目のところは、ほかとあわせた、あるいは、二つ目のところは改定年度が地域福祉計画の1年遅れで個別の計画を改定している。ただ、これは理念を反映させるためには、結果的にはよかったのではないかという意見も出ております。

4 ページでございますけれども、まず社協への支援というところ。区の重要なパートナーですということとか、区の顔の見える関係づくり、あるいは行政が人的、費用的にも後方支援することが重要だと。定例的に定例会を毎月開催しているというような意見がございました。

5 ページのほうでは、地域福祉コーディネーターです。配置しているということと、配置していないということもありますけれども、区部の例えば二つ目、配置していないんですけども、圏域ごとに地区担当を設定しているとか、その次のところも、コーディネーターではないが社協の職員が兼務で地区担当としてやっていると。

市町村部のところでは、一番上のところで、「はざまの相談」を受けることが多くて、出

口が見つからないケースがあるということが課題ですということです。

それから、6ページでございますけれども、空き家の活用でございます。地域のサロン活動もやっていますけれども、場所と担い手の確保が課題ですということと、市町村部のほうでは、二つ目のところは、コミュニティセンターや集会場を利用していると。次のところではありますが、私有財産を活用するのはなかなか難しいというようなご意見もあります。

7ページ、8ページは、取り組み事例、好事例をまとめております。こちらはごらんいただければと思います。居場所づくりとか地域福祉推進委員会ですとか、そういった取り組みを載せてございます。

9ページでございますけれども、地域の抱える特性・課題ということで、区部の一つ目、地縁組織が根づいて活動している一方で、地域活動の継続や活発化が課題となっている。あるいは、その次のところですけども、地域デビューの講座などもやっているんですけども、受講のみで終わって活動につながっていない。あるいは、下から三つ目になりますけれども、地域資源は非常に豊富である。一方で、地域のためにその力を生かしている人が多くはないんじゃないかと。一番下のところでは、拠点の確保が重要ですけども、なかなかそれが難しい。

あと、市町村部のほうでは、一番上のところにありますけれども、そもそも自治会の組織率が低くて、地縁が弱体化している。あるいは、その次のところでは、さまざまな活動を一人の人が兼ねているということで、人材の有効活用の点からも整理が必要なんじゃないか。それから、一番下のところ、民生委員を初めとしたなり手不足が深刻化しているということです。

次のページ、10ページになりますけれども、包括的な支援体制ということで、地域包括支援センターを核にというのが区部の一つ目のところにありますけれども、一方で、三つ目のところでは、その仕事を今以上にふやせないということで、ワンストップ窓口の設置も含めて考えていると。

あるいは、市町村部の一つ目のところでは、福祉の総合相談窓口の設置を予定しているとか、その逆がその二つ目のところですけども、総合窓口の設置ではなくて、各分野の窓口が連携して対応する。既存のところを連携して対応させるということを考えているというところがございます。

それから、11ページが住民主体の課題解決体制の整備でございます。こちら市町村部のほうの一番目でございますけれども、どこまでが住民ができることかというのを整理して、

就労とか居場所等の出口となる地域の受け皿をつくることが重要だ。あるいは、下から二つ目ですけども、住民が主体的に動くということでは行政から住民への情報提供が必要だ。ただ、それも町全体の情報ではなくて、コミュニティエリアごとの統計データを提供できないかということを検討しているということでございます。

次のページが、12ページですけども、共生型の拠点、居場所の整備です。空き家の活用ということで、なかなか整備条件が多いということで、空き家の活用という意味では、例えば学習塾とか、カラオケ店とか、日中使わない場合に、その場所を日中だけ有効活用するというところもあるんじゃないかと。あるいは、先ほどもありましたけども、場所、担い手、活動費が重要だということですね。それから、福祉サービスの確保というところでは、人材不足が大きな問題ですということです。

13ページでございますけれども、低所得者への支援ということで、複合的な生活課題を抱える低所得者ということでは、困難化する前の早期発見、早期対応が望ましいということです。子供の貧困対策としても、いろいろな取り組みが始まっているということでございます。

最後に、14ページでございますけれども、都の支援計画に期待することということで、例えば一つ目のところでは、包括的な支援体制の具体的イメージ、体制整備の手順の提示、あるいは二つ目のところでは、国の報告書がどちらかというところ、やっぱり地方部に向けた方針ではないかと。都市部での取り組み方ということで、羅針盤となるような指針を示していただくことを期待している。

それから、その二つ下ですけども、事例を紹介してほしいとか、それから、あと個人情報のお話もありますけれども、下から三つ目のところでは、福祉人材ですね、この確保・育成というのは、広域的な視点から都の取り組みというのは重要ではないかと。

その下のところでは、大都市特有の地域特性をいかに強味として生かすということが大事ではないかというようなご意見があったところでございます。

区市町村からのヒアリング結果は以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

あと、資料13。

○事務局 続けて、資料13、好事例視察、事務局で行っていますのでご報告をさせていただきます。

こちら、今までのところ三つの現場を視察をしてございます。1ページをお開きいただ

きまして、こちらが八王子市の「きよぴー&とまと」という住民による任意団体になりますけれども、50年前に開発された戸建ての住宅団地における住民主体の助け合いの事例になります。

住宅地の中の空き店舗を使いまして、お弁当、お総菜の販売を週3日行っているという取り組みで、開店時間と同時にかなり多くの方々が集まってくるといったような光景が見られました。

その空き店舗の隣、そちらも、Y o u & I (友&愛)という団体を立ち上げて、サロンですとか、あと、お助けサービス、生活支援を行うサービスなど実施をして、さらに子供への支援ということで、学童クラブと組んで子供向けのイベントを実施をしたりといったことで、人が集まるようになったことで、商店街のほかの空き店舗も埋まっていくといったようなにぎわいを生むような、そういった効果もあったということ、それから、2ページのほうに参りますけれども、お金を集める仕組みとして、障害の作業所と組んで、障害者のお菓子づくりというところで、商品の取り次ぎなんかを担うということ、家賃を安定して払えるようになったといったようなことであったり、あと、工夫しているポイントとして、会費制をとって、本当に必要な人に食事を提供できるようにしているということですとか、あとは毎月1回、配食サービスを行っているところとサロン活動を行っているところ、月1回会議を開いて、同じ方向を向いて支援ができるようにしているといったようなところ。

それから、今後の課題としては、世代交代が課題だということで、今後は子育てをしている世代、30代から40代というところを活動に巻き込んでいきたいということをおっしゃっておりました。

それから、3ページに参りまして、こちらは世代を超えた共生型のサービスというところで、小金井市の「また明日」という事業所の事例になります。認知症のデイサービス、それから、小規模保育、認可外保育所、それから公的なサービスではない寄り合い所といったようなところを、アパートの1階、5世帯分の壁を取り払ってござりまして、一つの空間でサービスを提供しているという事例になっております。

こちらについては、NPOが実施主体となっておりまして、ご夫婦が中心となっております。認知症の方、かなりほかの施設で断られたような方、もしくは寝たきりに近いような方が通ってきているということなんですけれども、子供と一緒に過ごすことで非常に落ちついた状態になる。目的のない外出、徘徊などは見られなくなっているということ。そ

れから、子供のほうもお年寄りと一緒に過ごす中で、自然とマナーなんかも身につけてくるといったようなところがございました。

それから、4ページのほう、文字だけになってしまっていますが、働く側、職員にとっても介護、保育、それぞれの規定の職員はおりますけれども、特にお年寄りと子供と一緒に過ごすということで、支援のほうも区別をせずに、自然とお年寄りと子供と一緒に世話をするといったようなこともあるということでした。

活動の成功の秘訣としては、事業所開設の9カ月前に地域へ引っ越して、地域に入ってから、地域の理解を得てから開設をしたということと、あと行政の理解も、小金井市の理解なんかもあって、協力が得られたといったところ。

それから、居場所というところでは、子供が自然に立ち寄りもしていて、学習支援の取り組みなんかも新たに始めたという事例でございます。

それから、5ページに参りまして、こちらは都営住宅の自治会のお話しになりますけれども、自治会の加入率100%達成をして、住民主体の見守り、支え合いなど、活発に行われている事例になります。

自治会の運営組織としては、役員は住民の選挙のようなものを参考にして選んでいるということ。それから会費、自治会費、管理費を取っているんですけども、きちんと会計をガラス張りにして、余った場合には住民に返還をしている。この会費を元手にして、常勤の事務職員を雇用していて、役員は地域活動に専念することができるということでした。

主な活動としては、住民に対して両隣の見守りということを義務づけているということ。それから、電気・ガスなどの事業者、コンビニなんかも含めて見守り体制をつくっているということ。

それから、6ページに参りますけれども、自治会で全ての住民の名簿管理をしていて、民生委員、消防署と共有をしているということ。それから、葬儀ということが一つの問題になっていますので、自治会葬の取り組みを行っているということであったり、さまざまなボランティア活動がスムーズにできるように、自治会単位で傷害保険や動産保険に加入をしていますといったようなお話がございました。

また、ママさんサポートセンターの設立であったり、高齢者の働く場というものが必要であるという思いから、有償ボランティア組織を立ち上げて、公園の草取りとか、清掃等を受託していて、年金の足しになるような事業を今後目指していきたいといったようなお

話でした。

課題といたしましては、個人情報なかなか行政から入ってこなくなっているというところで、住民がどういった方なのかという情報が得られなくなっているのも、少しきめ細かなサポートが難しくなっているんだということであったり、認知症のお年寄りの徘徊など、なかなか住民同士ではサポートが追いつかないといったような状況が出てきているといったようなことが課題だというお話を伺ってまいりました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

現場に小林副委員長と室田委員が一部ご同行いただいたと伺っておりますが、室田さん、何か補足ございますか。

○室田委員 1番目の「きよぴー&とまと」、それから3番目の大山自治会の視察に同行させていただきました。大きく分けると2点特徴というか、私を感じた点がありまして、一つは、どちらも自主財源を確保しているということですね。自主財源、「きよぴー&とまと」は、先ほどお話のあったかりんとうを、福祉作業所の支援の取り組みによって自主財源を確保して、家賃を支払っているというところがありましたし、大山自治会のほうは、自治会費を集めることによって自主財源を確保して、職員も雇用しているというところで、自立して活動するための財源を持っているというのは、一つ強味として確認しました。

2点目ですけれども、2点目というほどではないんですが、奇抜な実践というよりも、非常にお手本どおりの実践だなと感じました。特に、大山自治会さんのほうは、選挙によって役員を選んで、民主的な方法を取り入れることによって、風通しのよい自治会運営にして、住民の信頼を得て、それによって活動が活性化されてきたというのが、この10年強の取り組みというふうに感じました。

それというのは、ある意味どこの地域でも取り入れようと思えば、取り入れられる仕組みだと思うんですけれども、じゃあ、何でこの大山自治会でできたのかというところが、先ほど小林副委員長がおっしゃっていたような、プロセスをもう少し分析しなくてはいけないのかなというふうに思います。

その中でも、特にずっと旗振り役を担ってきた今回、インタビューにもご協力いただいた、今、相談役ですかね、佐藤さんという方の存在は大きいと思っております、そういった意味では、いい言い方ではないかもしれませんが、属人的な要素というのもある程度あるとは思っています。

ただ、そういった意味では、どこの地域でも属人的な要素はあって、その地域の何か人材が出てくるのを待っていれば、どの地域でも何か活動というのは立ち上がっていくものだとは思いますが、それを待っていてはなかなか間に合わない部分もあると思うので、恐らく、先ほど言っていた仕組みをつくっていくというか、どうやってそれを加速させていくのかというところが、この委員会で議論していく点なのかなと思いますし、先ほどの堀田委員の研究成果なんかは、すごく参考になるのではないかなというふうに思っていました。

以上です。

○高橋委員長 はい、ありがとうございます。

小林さん、何かありますか。

○小林副委員長 簡単に。三つ事例を比較してみますと、運営主体は、最初のが地域のボランティア団体、次がNPO、最後が自治会ということで、主体は全然違うのですが、やはり共通する要素があると思います。3つの事例とも、「好事例」ですが、要素に分けると三つくらいあるのではないかと思います。

第1点は、交流の場をもっているということですね。地域住民が自由に出入りできる場があります。カフェもその一つですが、そういう要素があると思います。

第2に、そこで魅力的な活動、あるいは事業が行われている。配食、食堂もその一つですが、その場を生かす事業やプログラムが開発されていることだと思います。

3番目の要素は情報センターだと思います。地域の情報を非常に的確に捉えていて、それをいろいろな要素に結びつけていく。この三つが多分基本的な地域のグッドプラクティスの要素になっているのではないかと思います。

そう考えたときに、それぞれの事例にそれぞれ非常に魅力がありまして、最初の「キヨピー&トマト」では、例えば、弁当を300円で売っているそうです。聞きましたら材料費だけだとのこと。普通だったらもっと高いとおもいますがなぜですかと聞いたら、いや、ボランティアがやっているから大丈夫だとのこと。地域でボランティアが本当に動いたら、こういう地域の活動や拠点の運営ができることが分かりました。

2番目の「また明日」は、これは本当にさき程からお話になっている認知症のおじいちゃん、おばあちゃんが子供たちの面倒を見ているという、やはりすごい共生の場になっています。これは本当に感動しました。そういう何か感動させものをそれぞれ持っている。

3番目の大山自治会。これは東京都の見守りのガイドブック検討会委員会でもお話を伺

いましたが、ここはもう何か隣の家をのぞき込むような関係ができてきているということですね。ここまでできるかという気もしますが、そういう仕組みがやはりでき上がっていることと、かなりボランティアとして動く人が非常に多いですね。自治会の中でボランティアをうまく育てているのではないかと。ということで、やはり地域のボランティア的な要素をどのように捉えていくかということになりますし、これができると費用は余りかからなくなるのではないかと思います。

住民が本当に動いてくれたら、300円で食事を提供したり、配達もしている。本当に住民の持っている力が動いたらそうだとということになるのかと思いました。

最後に重要な要素は、この3つの事例とも非常に魅力のあるリーダーがいるということです。やっぱりリーダーがいないと住民はなかなか動かないのではないかと。リーダーをどのように発掘するか、あるいは、システムの構築とともに、むしろ住民でリーダーがどのように出てくるかということが、重要な要素なのではないかということを感じました。

以上がコメントです。

○高橋委員長 非常にこれからの議論で大事な整理をしていただいたような気がします。

ごじゃごじゃ居場所というのが最近の大きなモードですよ。これは何、こういう人のためというのではなくなりつつあるという、それから、これはある明治大学の園田先生という住宅の専門家が、やっぱりピーニングとドゥーイングがあって、いることの支援ってとっても大事だって、今の場所の話と物すごい関係があるなど。

それから、リーダーも一人じゃ多分ないんだと思うんですよ。やっぱり顔になる人と、後ろで支える人の組み合わせみたいな感じかもしれないなと思いながらお話を伺っていましたが、とても貴重な調査をしていただき、またコメントをいただきましてありがとうございました。この問題もぜひ深めなければいけないのですが、ちょっと時間、もうそろそろオーバーしそうで、まだ少しテーマが残ってございます。すみません、質問があるかもしれませんが、ちょっと飛ばさせていただきます。

地域福祉支援計画の構成案と委員の皆様から事前にご意見を頂戴しております。その説明をお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 それでは、私のほうから資料14、東京都地域福祉支援計画の構成案です。

先週、本当に短期間ではございましたけれども、たたき台を送らせていただきまして、ご意見いただきました。内容的には同じものでございますが、改めてここでちょっとご説

明申し上げますと、まず、第1、東京都地域福祉支援計画の考え方。ここに大きく分けて、五つございまして、計画策定の趣旨、計画期間、他計画との関係、先ほどもご議論ございました。それから、地域福祉の構成要素、先ほど堀田委員からございましたけれども、東京における「地域」とは、それから「地域福祉」とは、「圏域」とは何か、「地域共生社会」とは何かと。それから、計画の理念、非常に重要でございますけれども、それがあると。

それから、第2につきましては、こちらデータになりますけれども、東京都の地域を取り巻く現状を記載すると。

第3で具体的なことを書いて、ちょっとお送りしましたのと違ってございまして、すみません、こちらがちょっと古いんですけども、地域生活課題の解決に向けてというのが、実はここに総論が入ることになってございまして、そこからテーマ①、テーマ②、テーマ③というふうに流れるという、送らせていただいたほうが正しい、抜けてございまして申しわけございませんでした。

まず総論で、今回、社会福祉法の中に入りました地域生活課題についての総論、いかにそれを解決したかということを書かせていただきまして、そして、それぞれのテーマ①、地域の支え合いを育むために、それから、テーマ②、安心した暮らしを支えるために、それからテーマ③、地域福祉を支えるためにということで、それぞれの現状と課題的なものについて書く。それから、それぞれについて今、発表がございましたけれども、地域の取り組みを紹介というものもさせていただきたいというふうに思っております。

それから、第4地域福祉支援計画の推進ということで、まず、各区市町村の皆さん、先ほど技術的助言という話がございましたけれども、そういったことについての支援をどうしたらいいのか。それから、具体的な今後の進行管理ですね。そういうのはどうしたらいいのかと。そして、最後にやはりなかなかここでは全て解決し切れない問題というのも出てくると思いますので、そこで地域の未来に向けてということで、次期の計画等に向けて、しっかり宿題等をここで整理をさせていただくといったような、そんなような構成はいかがでしょうかというところで、たたき台をつくらせていただきまして、資料15のほうで、皆さん方からいただきましたご意見をまとめさせていただいております。

小林副委員長、それから浦田委員、川井委員、横山委員の4名からご意見をいただいております、まとめてございます。

1ページをごらんいただきますと、こちら第1の部分でございまして、小林委員、浦田委員、それから川井委員、3名からいただいております、それぞれ構成の話であるとか、

あとは対象を空き家活用や防災のまちづくり、そういったものも入らないか。それから、2ページ目に参りますと、川井委員からは理念の問題です。理念でもうちょっと高いような位置で書くべきではないかというところ。それから、他局との関係では、共通事項といったものについて、どの程度のものが必要なのかというところのご示唆をいただいております。

それから、3ページ、第3の部分、第4の部分につきまして、小林委員、浦田委員、横山委員、それから川井委員からいただいております、事例のお話、それから包括的な相談体制、見守りの活動、それから地域福祉コーディネーターの配置の事例。

4ページにまいりまして、川井委員からはそれぞれの関係がわかりづらいというお話がございまして、整理が必要じゃないかというご意見をいただいております。

最後に5ページには、全体にかかわるものということで、地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーの話。それから、横山委員からは、いわゆる無関心という、先ほどのお話ございましたけれども、そういったことについてのお話もございました。

私からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

これ一つ一つちょっと時間をとって議論したところなのですが、これまた次回以降、これがだんだん肉づけされていきますので、そのときに議論をしていただきたいというふうに思いますが、コメントをいただいた委員の方、それからそれ以外、コメントいただけていない委員の方も含めまして、何か補足あるいはこれからの検討に当たってのご注文、ご意見があれば、ちょっとご発言をいただきたいと思っております。

これからこの中身の議論は本番になりますので、ということで、次の宿題にさせていただきたいと思っております。また、きょうの議論も踏まえて、またこの内容もブラッシュアップされていくと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それから、次は、私がちょっとポンチ絵を出しましたが、これはごらんいただければいい話なので。というのは、実は私は大変ある意味ではちょっと危機意識がありまして、普通、施設とか病院というのから、それをどう地域化していくかという包括的支援を地域でやるというのが地域包括ケアの概念なんです、揺り戻しが相当あるという感じがしております、そこら辺をどう考えるか。

それから、言ってみれば、東京都は長年の懸案が幾つかこの問題についてあるわけで、そういうことを含めまして、施設・病院依存というのが、なかなかそれをどう克服するか

というのは、そう簡単な道筋ではないのではないかと。その場合に非常に重要なのは、地域の側での支援体制をきちんとつくるのが、実は施設機能をむしろ高度化していくはずであります。そういうことを含めて、少し議論をしたほうがいいのかなど思ったものをちょっと参考までにということで、ちょっとこれはそういう意味だということだけ申し上げておきたいと思います。

それで、計画の構成案ということについては、どういたしましょうか。少しもう議論、半を過ぎておりますので。

○永山福祉人材施策推進担当課長 皆さん方からも後日またご意見をいただくという形で。

○高橋委員長 何かご意見がなければ、少しまた。よろしいですか。

ちょっとこのご意見も含めて、きょうの議論を含めて、事務局と委員長、副委員長で少し検討をさせていただいて、次回るとき議論をいただくという、そういう形でもよろしゅうございましょうか。

それで、できれば事前にバージョンアップしたものが配付できれば配付させていただいて、事前にご意見をいただき、次回という、そういう段取りにしたいというふうに思いますが、事務局、それでよろしゅうございましょうか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 今回はこれをベースに委員長、副委員長のお話をいただきまして、多少肉づけをさせていただくことで、もう少しイメージはできるかなと思うので、そこで再度議論していただければ助かります。

○高橋委員長 ありがとうございます。

お約束の時間をちょっとオーバー、超過しておりますので、そういう取り扱いにさせていただければと思いますが、ちょっと議論がし足りないところはたくさんあるかと思しますので、ぜひお持ち帰りいただいて、課題提起等を引き続き事務局にも、もしご意見があればお寄せいただく。そして、次回また、よりバージョンアップした議論ができればというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、きょうの、一応駆け足でございましたが、議題は終了ということで、事務局のほうにお戻しいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 それでは、事務局から連絡事項を何点か申し上げます。

まず、次回の策定委員会につきましては、11月中の開催を予定してございます。時間、場所等につきましては、追ってご連絡させていただきたいと思っております。

また、本日配付いたしました資料のうち、参考資料としてお配りいたしました前回まで

の策定委員会資料のファイルと、第20期の東京都社会福祉審議会の意見具申、2017
東京の福祉保健、東京の福祉保健2017の冊子につきましては、回収させていただき
たいと思いますので、そのまま席上に置いていただければと思います。

その他の資料につきましては、冊子を含めお持ちいただければと思いますけども、もし
お荷物になるようでしたら、そのまま机の上に置いていただければ、後ほど事務局
のほうで郵送させていただきます。

また、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡ししますので、受け付
けまでお声かけいただければと思います。

また委員の皆様の入庁証につきましては、返却をせずに、毎回のように申し上げており
ますが、次回以降も同じものをお持ちいただければと思いますのでお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 それでは、どうもありがとうございました。また11月にお目にかかりた
いと思います。

(午後 8時37分 閉会)